



実際、九割以上の自治体がこの標準税率一・四%というものを採用しているのが現状でございまして、もはある自治体がこの標準税率を低くする、例えば納税者の負担を考慮してこれを下回る税率とした場合には、当然自治省の方から地方債の発行を制限するなど親切なリアクションが返つてくる、こういうような状況になつてゐるわけでござります。

こうしたことを勘案いたしますと、地方分権が進んでいく中で市町村自身がそれぞれの地域の実情や財政状況、こういったものをしっかりと踏まえて、しっかり見た上で、自主的に税率や固定資産税の評価額を決める、こういう方向が地方分権の流れに合致しているのではないかと私は思うわけですが、最初の質問として、この点について自治省の御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(渕井大夫君) 全体として課税自立権が確立する立場で今後の税制を考えていくべきだという基本的な考え方私は私ども全く相違があるわけではございませんが、現在における制度あるいは考え方を若干説明させていただきますと、まず固定資産税の評価についてでございますけれども、固定資産税の課税は、当然のことながら資産価値に応じて課税するという仕組みをとっているわけですが、いまして、その資産価値を評価ということを通じて明らかにしておる仕組みがとられておるわけでございます。

このために移負控が資産価値に基づいて決まる

で均衡を欠いていることが大変大きな批判を受けたところでございます。

そういう批判のものは土地基本法第十六条が制定されまして、評価の均衡化、適正化を図るべきだ、公的評価の間の均衡を図るべきだという規定が設けられたのはそういう考え方を背景にしたものであるというふうに考えております。そういう意味では、市町村において評価そのものの作業を行なうわけでございますけれども、全国的に均衡のとれた形での評価というものを一定のシステムのもとにやつしていく必要がある、これがまた一方では国民の要請にもこたえる方向であろうというふうに考えております。

なお、これは財政的な見地からもう一つつけ加えさせていただきますと、現在、交付税の算定額は、それぞれの税目について収入見込みを立てて需要額と収入との差し引きで決まっているわけですが、これども、この際に、より公平な収入を算定を行うという意味でも評価額が基本的に市町村間で統一された形で実施されるということが大事なことになつておるわけでございます。それから、税率についてでございます。御指摘ありましたように、現在の主要税目は、固定資産税については標準税率が一・四、それから限界税率二・一という形で税率の幅が設けられております。これは固定資産税だけではございませんで、主要な税目については同じような形で課税の自主性を尊重するという観点から税率採用の幅が設けられております。一・四%と二・一%といいますのは、要するに五割増しの税収がそれぞれの市町

る必要があるというふうに考えておりますし、特にこれは納税者の側からも、個々の資産を相互の

村の財政需要に応じて求めることができるということになっているわけでござります。

個々的に財政需要との関係において個別の税目で全くフリーにという考え方も理屈的にはないわけではないと思いますけれども、現在の日本の税制は一つの税目だけですべてが構成されているわけではなくございませんで、幾つかの税が、しかも主要税目、大きな税目が幾つもございまして、こういったものを組み合わせた形で全体の税制が仕組まれております。

られたのかと「こと」でござります。特消費税は本当に死んだのかと。

それから、あわせて交付税制度とします世界には例のない財源調整補てんの仕組みも設けられておりまして、個別の税目と市町村の行政歳出といいますか、需要に対する住民の受益といふものが厳しい意味で必ずしも連動をしておりませんので、個別税目ごとに完全な形で、先生の今おっしゃったような意味で地域の需要に連動したような形で税率を決めていくということは大変難しい形にもなっているというふうに考えております。

いすれにしても、效率の採用幅も説けた形で現在の制度ができております。私どもはこういった制度の考え方を今後とも大事にしながら、より市町村の自由度が高められる部分については、分権推進委員会の議論の中でもいろんな御指摘もいただいておりますので、今後検討を進めていきたいと思っております。

○山本一太君 今の御説明、いろいろお聞きしたこともあるんですが、余り突っ込むともうこれで時間がなくなってしまいます。

○山本一太君　今の御説明、いろいろお聞きしながら、なにかあるんではないかと思ひます。で時間がなくなつてしまひます。

簡単に言へば、方向性としてはそういう方向に進むべきじゃないかとおっしゃりながら、なかなか現行のシステムを変えることも簡単ではないかと思うんです。地方自治体といいますか、市町村が税率を自動的に決めるのではなくて、その自治体は地域住民に対しても課税根拠といふものをきちちらと説明しなければいけないと、そのことは地域住民の間の税に対する関心もで、そこには税に対する監視の気持ちも喚起をいたしますし、税に対する監視の気持ちもあらう

いずれにせよ、今回、この特別地方消費税撤廃  
という結論の英断を下していただいた大臣に対し  
ましては、全国の旅館業者、飲食業界、そして旅  
館や飲食を利用する庶民の立場を代表しまして  
言御札を申し上げたい、このように思っていると  
けでござります。

御札を申し上げるだけではなくて、もう一つだけ申し上げさせていただきますと、私は今でも殘念なのは、この税制が九年四月一日に廃止となつたことでござります。すなわち、三年間存続をいた後に撤廃をするということになつたわけでござります。

次に、行財政制度の改革に関する点について幾つか問題を提起させていただきたい、このように思つております。これは現在、国民的な課題となつてゐる問題でもございまして、さまざまなお側面から考えてみたい、このようと思つうわけでございまして、政府・与党の立場とは異なつた指摘などについても取り上げつつ、大臣や自治省のお話を伺いたい、こういう形で質問をさせていただきたいと思つております。

これから役割について再検討を迫られているところから、私は考えておるわけでございます。ある新聞の社説によれば、歳入の自治の確立こそが中央集権体制を解体し、地方主権あるいは地方分権に転換する前提条件であり、その過程で地方分権の旗を振ってきた自治省の役割も終わるはずだ、自治省が必要かと問いかける改革こそが地方財政改革の視点であるというふうにも述べられてゐるわけでござります。

戦後五十年の間で行き詰まつたところもあるかと思ひますが、そこら辺のところは本当に地方自治のために役に立つ、地方団体にとつて有益な省庁としての役割を模索しながら、そういう危機感を持つてこれからもお仕事を進めていただきたい。この点についてはお聞きしたい気持ちはありませんけれども、あえて私のコメントとしてとどめさせていただきたいと思います。自治省の役目はわらない、自治省は必要であるということを申し

間付に付し特例としての見通しがなれば、これが  
ば「平成十一年一月一日から同年三月三十一日まで  
の間、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食  
に対する特別地方消費税を非課税とする措置を  
講ずる」、こういう規定があるのを改めて見ま  
で、この税というのはとにかく外にも説明できな  
いわかりにくい税なんだなということを再認識い  
たしますと同時に、九年四月に廃止しておけばこ  
んな規定を設ける必要もなかつたのにと、こう  
思ったわけでございます。

英語で言うとハンマーアウトという言葉があり  
ますけれども、いろんな議論の末に出てきた結論  
ですので、もう本心からいえばこの時期を修正す  
る提案を出したいたぐらいでございます。そういう  
無謀なことはするつもりはございませんけれども、  
少なくともこれは法律の方を入れていただき  
ましたので、これに従つて厳正に履行していただ  
きたいと思います。

これについて、約束どおりちゃんとします、この一言だけ自治省の方からいただけれど、このようすに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

行政改革会議が発足する以前から省庁の再編ということについてはさまざまな新聞報道がなされました。それによれば、自民党の行革最終案で、行政分野を国家の存続、国富の確保、拡大、国民生活の保障、教育や国民文化の継承、醸成、こういったものに四分類をし、結局十省庁にするというような話をも伝わっております。これによれば、地方分権は総務省が担当し、国、地方の財政調整は財務省が国の財政とあわせて所掌するというふうのようになります。

御存じのとおり、実際には自民党はこのような案をもちろん正式決定もしておりませんし、公表もしていないわけでございまして、これはもう一笑に付してしまえばそれまででございますけれども、今後地方分権が進展していく中でこういう話が出てくる、そういう中で、中央省庁として地方自治あるいは地方財政を担当している自治省が

るんだというふうに思つております。私はアメリカで大学院の教育を受け、また国連に勤めていたときにもずっとニューヨークにおりまして、どちらかというと歐米型の思考がどうも頭を占めていたようなところがございます。大臣は選挙区を十数年歩き回られたわけですねけれども、私は政治家になつて一年半、やはり地元を歩き、農家に泊まり、畑作業を手伝い、町や村に行きながら、政治と行政というものは弱いところに光を当てなきやいかぬ、こういう確信を持つたわけでございます。地方分権をする中で、地方にどんどん権力を移譲する、自治省は余り出しやばらないようになります。それと同時に弱い地域に対してもある程度何らかの調整をする、このバランスを考えながらやっていく必要があるんではないか、このように思います。

政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することとなつております。すなはち、簡単に言えは財源の均衡化、財源調整機能と財源保障といふ二つの機能といふことでございます。

そこで、地方分権が進み、権限も財源も地方に移譲される、こういう想定をいたしますと、これまでのように自治省が地方団体の代表として大蔵省から地方交付税をとつくるというような財源調達のやり方もこれは変わつてくるのではないかと思うわけであります。そして、もう一つの機能である財源調整ということについては、財政力の乏しい地方団体への財源保障をどうするか、こういう点に絞られてくると思うわけであります。こうしたことを考えると、地方交付税制度の縮減というものは当然射程に入つてくるようにも思ひま

次に、行財政制度の改革に関する点について幾つか問題を提起させていただきたい。このように思つております。これは現在、国民的な課題となつてゐる問題でもございまして、さまざまな側面から考えてみたい。このように思うわけでございまして、政府・与党の立場とは異なつた指摘などについても取り上げつつ、大臣や自治省のお話を伺いたい。こういう形で質問をさせていただきたいと思っております。

最初の問題点を言いますと、多少プロボーザタイプなあれでござりますけれども、自治省は必要かと、こういう観点でちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

行政改革は、言うまでもなく現在の橋本政権の最重要課題でございまして、財政改革の分野では、昨日十八日、財政構造に関する首相指針が発表されたのは御存じのとおりでございます。シーリングの問題や公共事業や財政投融资の見直しならんかもございますし、地方分権の推進、補助金、規制緩和、あるいは特殊法人の見直しなど、それ大切な問題だと思います。その中に中央省庁

これらの役割について再検討を迫られていると  
いうふうに私は考えておるわけでございます。  
ある新聞の社説によれば、歳入の自治の確立こそが中央集権体制を解体し、地方主権あるいは地方分権に転換する前提条件であり、その過程で地方分権の旗を振ってきた自治省の役割も終わるはずだ、自治省が必要かと問い合わせる改革こそが地方財政改革の視点であるというふうにも述べられており、この省庁再編等の話は、現在、行革委等でも実際に各省庁の機能の再検討などが行われておりますので、大変センシティブな時期でもござりますの  
で、これについてはあえて自治省の方のコメントを求めるつもりはございませんけれども、私の私見をちょっと申し上げさせていただければ、私は、  
自治区は必要である、このように思つてゐるわけ  
でございます。地方分権の推進といつても、一つには自治体の受け皿の問題もありますし、そう簡単にはいかないだろうと思うわけでございまして、何よりもこの日本に地域格差というものがある限りは何らかの財政的な調整が必要である、す

戦後五十年の間で行き詰まつたところもあるかと思ひますが、そこら辺のところは本当に地方自治のために役に立つ、地方団体にとって有益な省庁としての役割を模索しながら、そういう危機感を持つてこれからもお仕事を進めていただきたい。この点についてはお聞きしたい気持ちはありますけれども、あえて私のコメントとしてとどめさせていただきたいと思います。自治省の役目は終わらない、自治省は必要であるということを申し上げたい、このようと思つております。橋本私案の中でも地方交付税の仕組みの見直しというのがだしたしかったように思ひます。私の次の質問は、地方交付税の役割、地方交付税がどういう役目を果たしていくか、これがどういうふうに変わっていくかということをこれから御質問させていただきたい、このようと思つております。地方分権がどんどん進んで地方団体に自主財源が充実する、そういうことを仮定しますと、当然地方交付税の制度も変わっていくんではないか、このようにもうわけでございます。自治省の考え方によれば、地方交付税制度の目的は、地方団体

2

ここで私がお聞きしたいのは、この財源調整機能が残るにしても、今的地方交付税の配分方式、算定方式というのは極めて複雑でございまして、いわば自治省の担当者のみが理解できるような大変複雑なシステムになつていいのではないかといふことでござります。ある自治省の方によれば、いやそんなことはない、これを非常に公平に分配するためには細心の注意が必要で、これはもう大変な作業なんだというお話を伺つたわけでござりますけれども、これを少し簡素化したらどうかと、いうことについてどう思われるか。

そして、地方団体間の財源調整について地方団体も当事者となっていくことが必要なのでないか。これもある程度地方団体の見解をきちつと受け取るシステムがあるようにも聞いておりますけれども、そこら辺も含めてこの二点についてどう思われるか、自治大臣あるいは財政局長の御見解を伺いたい、こう思います。

○政府委員(二橋正弘君) 今、地方交付税制度の本来の趣旨につきましては山本委員からお話をあつたとおりでございます。

端的に一つの例で申しますと、地方交付税と併せてどういう役割を果たしておるかという例でありますけれども、例えば義務教育をとつて考えてみると、日本では義務教育は六年、三年といふことがあります。大都會が四十人学級であつて田舎は五十人学級でいいじゃないかといふふうな考え方の方が基本になつております。大都會が四十人学級であつて田舎は五十人学級でいいじやないかといふふうな考え方の方は国民の側も受け入れないというのが大前提でございます。そういうことはまた文部省の法律で決められております。そして、地方団体がそれによつて義務教育を行うといふシステムになつておるわけでございます。

そういたしますと、委員も今おっしゃいましたように、地方の財政力はさまざまござります。しかし一方で、今申しました義務教育を例にとりながら

ますと、非常に詳しい教育の水準、あるいはもともと  
ろん年限も含めてありますけれども、そういうこと  
が決められており、それをどうやって実行するか  
るかということになります。そのため財源の手  
当をする必要があるということが交付税制度の一  
番基本のところでございます。したがいまして、  
そういう仕事の役割の分担と仕事の内容、それから  
それを賄うための税金がどうなつておるかといふ  
うこと、したがつて足りない財源をどう埋めるか  
といふことが三者一体になつておるというのがま  
ず基本でござります。

いたてもつと地方が選べるようにならいいじやないかというふうなところまでいけば、この交付税の算定のやり方につきましても抜本的に変えてることは可能だろうと思います。そういうところは全部組み合わせたものであるといふことはぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、自主財源の増強ということについては非常に大事な話でありますので、私どもも努力をしなくちゃいけない課題でございますし、また分権委員会もそういう方向で議論されるに思いますが、それでも、委員におかれましても、ぜひこう

一月二十日の自治省財政課長内簡にも通知をそれでいるわけでござります。これについては、昨日だつたと思いますけれども、渡辺委員の方から質疑の中で、地方単独事業の意義についていろいろとお話をございました。私もこれについてもちろん否定をするつもりはありません。特に公共投資や公共事業というものは、欧米に比べて社会資本整備のおくれている日本では、私の地元の例を挙げるまでもなくまだ重要な役割があるといふふうにも思つてゐるわけでござります。しかしながら、各地方団体の財政事情が大変逼迫をしてい

したがいまして、交付税制度全般を議論されることは、場合には、そういう税制のあり方、特に地方税などで、片方で各省庁が行っている仕事の内容、地元団体に義務づけている仕事の内容、水準についてどういう決め方をするのか、そのことについて国民、住民がどういう判断をするかということがまずあります。そこで、そのところは、先ほどの義務教育の例で申し上げれば、教育内容というのではなくて、財政力によっていろいろ差があるといいじやないか、それは住民の選択じゃないか、極端に言うならば五十人学級であろうとあるいは教科の内容になら

思いますけれども、これについては地方の自主性に基づく地域づくりができるということで自治発展も奨励をし、そのための財源として地方債を発行し、そしてその元利償還については地方交付税で措置するということになってきたわけでございまして。各省庁の事業に対応しつつ、地方単独事業の事業量の拡大が積極的にこれまで推進をされてきたという傾向があるわけあります。

例えば平成九年度の地方財政計画においても投資的経費に係る地方単独事業については前年年度同額の二十兆一千億円を確保、地方団体としても事業量の積極的確保に努められたいということと

ころに当てはまるような補助金はないだろうか、あるいはこういうことについて各省の補助金を工夫してこういうふうに使わせてもらえないだろうかなどというふうなことを、霞が関の各省庁のところにある程度当てをつけて相談に行かれるというふうなことがまず最初にありました。

各省庁の方は当然それぞれの事業目的に応じまして補助要綱というのをつくっておりまして、いやこれはこういう要件にはまらないや使えないとか、あるいはこういう条件は満たしてもらわないと補助金が出せないとかという話になつて、地方団体の首長さん方がともすれば霞が関を足を棒に

そこで、委員も今、分権が進んで自主財源が十分に行き渡るようになれば交付税の役割というのを縮小したり見直しされる必要があるんじゃないのか、こういうお話でございました。理屈の上では全くそのとおりでございます。そのためには自主財源が大幅に強化される必要がございます。そういう意味合いで申しますと、先ほど委員が特殊法人の話をたまたまされましたけれども、私も先ほどから自主財源の話と特殊法人の話をいろいろお聞きしながら、やや複雑な思いで聞いておりました。自主財源の強化ということからいえば、私どもは代替財源のいろんな議論をもつと十分にしないで、特殊法人についての扱いというところについては財政的な面からいえればやはりもつと検討の余地があるんじゃないかという思いは正直ござります。

う観点から地方の自主財源の増強ということに「でもいろいろ御示唆をいただければ大変あります」というふうな意見がござります。そこで、お話をうながしておきたいと思います。

○山本一太君 よくわかりました。

局長が今特殊法人のことをおっしゃったので私は一言だけ言つておきますけれども、財源の耗費は前からもういろいろとやつてきたわけです。最初から代替財源がないからおかしい税のひづみなどを残してきたということと本体未倒壊の議論であることを、ここで今のお話に対してもう一度申し上げておきたいと思います。

さらに、地方交付税制度について伺つてまいりたいと思うんですけれども、この地方交付税制度が政策誘導手段として使われているという面について御指摘を申し上げたいと思っております。

他方単虫事業、これはよるぎと創生事業など

る、そして軒並み予算の削減に動いているという状況もあるわけでございます。

そこで、こうした厳しい財政状況の中で今後どうのよつに地方単独事業を進めていくのかという点について、自治省の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 単独事業、いろいろ議の中でも話題になつておりますが、まず基本的には、近年私どもがこの単独事業を地方財政計画なりあるいは地財対策を講する際に重点的に取り組んできました一番大きな背景といいますか要因に、これは改めて申し上げるまでもないことでありますけれども、地方団体の首長さんが自分のところの地域の実情に応じていろんな事業をやりたいという希望はかねてからいろいろございました。以前でありますと、そういう希望を持つてます各省に、どんな補助金があるだらうか、自分のと

思いますけれども、これについては地方の自主性に基づく地域づくりができるということで自治発展も奨励をし、そのための財源として地方債を発行し、そしてその元利償還については地方交付税で措置するということになってきたわけでございまして。各省庁の事業に対応しつつ、地方単独事業の事業量の拡大が積極的にこれまで推進をされてきたという傾向があるわけあります。

例えば平成九年度の地方財政計画においても投資的経費に係る地方単独事業については前年年度同額の二十兆一千億円を確保、地方団体としても事業量の積極的確保に努められたいということと

ころに当てはまるような補助金はないだろうか、あるいはこういうことについて各省の補助金を工夫してこういうふうに使わせてもらえないだろうかなどというふうなことを、霞が関の各省庁のところにある程度当てをつけて相談に行かれるというふうなことがまず最初にありました。

各省庁の方は当然それぞれの事業目的に応じまして補助要綱というのをつくっておりまして、いやこれはこういう要件にはまらないや使えないとか、あるいはこういう条件は満たしてもらわないと補助金が出せないとかという話になつて、地方団体の首長さん方がともすれば霞が関を足を棒に

四

して歩いて、あちこち歩いた結果なかなか自分の思うような事業ができないということで、私の方に、何か我々の工夫を生かすようなそういう道をもつと広げてくれないか、こういうお話を以前から随分ございました。そういうところに、いわゆるふるさとづくりとか町づくりとかというふうな思想が出てまいりました。

何とかしなくちやいけないということから、単独事業というのをできるだけ地財対策の中でも拡充をして、地方団体の皆さん方がそれぞれの創意工夫を生かして、中央の方は条件をつけたりあるいはいろんな要綱を当てはめるんじゃなくて、いわば地方の工夫、知恵を中央の方が支援する、そういうシステムでいらっしゃないかというのが今日の単独事業のもともとの一番大きな思想でございます。

したがって、首長さん方があちこち足を棒にして歩いて、その結果、非常にむなしい結果になる

ということは何としても避けあげなくちやいけないということが大もとにあって、そういうことはぜひ御理解をいただきたいと思います。

そういうことで単独事業を拡充してまいりました。しかし、平成九年度の地財対策に当たりましては、非常に厳しい財政状況を踏まえまして、この単独事業のうち特に投資的なものにつきましては伸び率ゼロという形にいたしました。しかしながら、総額としてはまだ二十兆一千億という金額がないということが大もとにあって、相手が伸びてきただといふ誤解がござります。

しかし、平成九年度の地財対策に当たりましては、非常に厳しい財政状況を踏まえまして、この単独事業のうち特に投資的なものにつきましては伸び率ゼロという形にいたしました。しかしながら、総額としてはまだ二十兆一千億という金額がござりますので、地方団体の皆さん方には、せつかり、それによって財源の確保がされているのを十分踏まえながら、その事業内容の効率化、重視化ということもまた地方にいろいろ工夫していくべきだと思います。

ただ、その財源でありますけれども、単独事業の財源がほとんど地方債じゃないかというふうに誤解される向きが時にござりますけれども、計画

の上では約三割が地方債、残りは一般財源という

ことござります。それから、景気対策を行いま

したものの実績決算ベースでいきますと、景気

対策のものは地方債の充当率が非常に高くなつて

おりますので、そういうものを入れましても二〇

と四〇の間ぐらいが地方債の構成割合でございま

す。そういう意味では、財政の健全性といいます

か節度という意味での地方債の充当割合というのに対応する事業費に対する割合は割合で申しますと二・五から四一・二五という割合でありますから、五〇%をかなり下回った水準の財源措置率であると、これはもうほとんど交付税で措置しているんじゃないかというふうな誤解が時にござりますけれども、そういうこともないということであります。ただし、先ほど申しましたようにいろんな背景がございまして、単独事業が伸びてきたということは確かでございます。

しかし、平成九年度の地財対策に当たりましては、非常に厳しい財政状況を踏まえまして、この単独事業のうち特に投資的なものにつきましては伸び率ゼロという形にいたしました。しかしながら、総額としてはまだ二十兆一千億という金額がござりますので、地方団体の皆さん方には、せつかり、それによって財源の確保がされているのを十分踏まえながら、その事業内容の効率化、重視化ということもまた地方にいろいろ工夫していくべきだと思います。

○山本一太君 今、局長おっしゃったように、地方単独事業も自治体のいわゆる裁量といいますか、アイデアやいろんな工夫を生かした形で進めていかれるということです。そこら辺のところは十分踏まえて、また財政的にいろいろな工夫をしながら進めていただきたいと思います。

いろいろお聞きしたい点も何点かあるんです

が、ちょっと時間もありませんので、もう一点お聞きしたいというふうに思います。それは地方債の起債許可制度のものと、自治省が推進する地方単独事業についての地方債発行は非常に認められやすいという問題があると思いますし、その償還については地方交付税で措置をしてもらえるということです。これに基づいて各自治体がこそて地方単独事業について植物をつくるというパターンがありました。

これから事務事業の見直しや諸経費の節減合理化を行うとしても、国、地方の財政状況からしても地方借入金や地方単独事業の伸びに対処できるだけの地方交付税総額の確保が難しく、それが新規事業の実施などにもいろいろと制約をもたらすのではないかという点があると思いますが、この点についてもう一度お聞きしたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 地方債を出した元利償還を交付税で算入するというやり方は、これはかなり長い歴史がございます。一番最初は、港湾でありますとか、あるいはダムでありますとか、それから市町村の場合には小中学校の建設でありますとか、ごみ焼却場の建設といったような公共事業が相当大きな金額で特定の団体に発生するという場合に、その団体でその年だけの財源で賄うことは到底不可能だと、したがって何年かにわたって財源手当てをする必要がある、したがって地方債で当該年度は手当てをしてその元利償還に応じて交付税を織り込むという形で、財源手当てを多年度にわたって行っていくというがスタートでございます。

そういうことがありませんと、そういう大きな投資的事業が個別の地方団体では実行できない、各省庁の持つております港湾、河川、それからごみ、学校といったような事業が進まないということが、これは一番最初で申しますと昭和三十七年ぐらからそういうシステムがございました。

付税は、基本的には人口とか面積とかという客観的な数値で算入をいたしますけれども、それでは一定の範囲内におさまっているということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、交付税で元利償還をいたしております。か節度という意味での地方債の充当割合というのに対応する事業費に対する割合は割合で申しますと二・五から四一・二五という割合でありますから、五〇%をかなり下回った水準の財源措置率であると、これはもうほとんど交付税で措置しているんじゃないかというふうな誤解が時にござりますけれども、そういうものとの組み合わせで交付税の計算をするとどうなものとの組み合わせで交付税の計算をするといふことから、現実の事業費あるいはそれに伴う元利償還といつものを見込んで、そういういわば客観的な指標とあるいは動態的な指標、事業費というかあるいは元利償還といったよいうことが三十七年以降ずっと行われてきております。

そこで、実際に出しておる元利償還がこれからだんだん伸びくると交付税でちゃんと賄い切れると、こういう御心配だろうと思います。最近、確かに借入残高が急増いたしておりますが、この仕組みであるということをまず申し上げたいと思います。

そこで、実際に出している元利償還がこれからだんだん伸びくると交付税でちゃんと賄い切れると、こういう御心配だろうと思います。最近、確かに借入残高が急増いたしておりますが、この仕組みであることをまず申し上げたいと思います。

したがいまして、交付税で元利償還を算入するというのは、大きな公共事業それから単独事業の一部についてはとられている、全体としてそういう手法が取り入れられてきたというのがこれまでの経緯でございます。

したがいまして、交付税で元利償還を算入するの、こういうふうな単独事業についても一部そういう仕組みであることをまず申し上げたいと思います。

そこで、実際に出している元利償還がこれからだんだん伸びくると交付税でちゃんと賄い切れると、こういう御心配だろうと思います。最近、確かに借入残高が急増いたしておりますが、この仕組みであることをまず申し上げたいと思います。

したがいまして、私ども毎年度の地方財政対策を講じる際に翌年度の地方財政の収支全体を見込むわけでございますけれども、その収支全体を見込むわけではありますけれども、その収支全体を見込むについては、翌年度の公債費が過去の発行実績をもとにして幾らになるかということを見込み、それからもちろん公債費以外のその他のいろんな経費もございまして、その他の経費についてどういうふうな伸びを見込むか、あるいは節減できるものは節減するといったような、全体の経費についてそれぞれの項目ごとに見込み、それから税収その他の歳入を見込んで、地方財政対策結果的にどのくらいの財源が必要かということを算定いたしております。

それをもとにして、また必要な交付税の総額が

幾らであるかといふことを各年度考えて五税で足りる場合、今年度のように足りないといふことでそれをさらに借りるといふな事態になるとともございますけれども、そういう格好で交付税総額を確保しているわけでございます。今後とも、そういう形で公債費を含めて地方の

財政事情を的確に見込んで各年度の地財対策を講じ、交付税の総額の確保をしていきたいというふ

い 財政投融资等の財政制度改革も進まないといふような状況を想定してこの中で發揮されるものではないかと私は思つております。

課題である再建のための地方の財政が宇  
すなはち地方債のコントロールといいますか、中期的な  
管理というのをどういうふうに考えていくかさまで  
ざまな角度から考える必要がある事柄だと思つて  
います。

私どもも、この地方債の許可制度につきまして  
は分権委員会ともやりとりをこれまでしてきてお  
りまして、先ほど委員が御指摘いただきましたよ

うことはもうこれからはそんなに考えられないと、地方自治は私はそういう段階はもう既に十分脱したと思っておりますが、特にその二つの面からのおかげでござりますので、どういう関与というのが必要性というだけはどうもあるわけですが、何らかの意味で自治省が関与すること自体には合理的な理由があると、こう思つてお

○山本一大君 細かい点、何点かお聞きしたいことがあるんですが、いざれにせよ、これから地方政府分権の進展に合わせて交付税の仕組みもあるべき姿に直していくことであると思います。戦後五十年という節目で地方分権推進のスタートも切られましたので、半世紀もつよくなシステム

構築をまた目指していただきたい、このようにお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

○政府委員(二橋正弘君) 大臣がお答えになる前に、現状といいますか、若干補足をさせていただきたいと思います。

地方債の許可制度が持つております機能につきましては、委員が今述べていただいたとおりでございます。したがって、全く繰り返す必要はございません。

○國務大臣(白川勝彦君) 地方債も梓だけ決定いたしまして、あとはその都道府県にゆだねるということも現にやつておるわけでござります。そういうことを含めますと、全部自治省が関与しているわけではない、こう思うわけでござります。

仏というようにアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを対象国にするわけですけれども、地方債の起債許可制限についてこの四カ国を見ますと日本と同様に起債制限をとっているのはイギリスだけということになるわけであります。

連邦制度のもとで地方分権が徹底しているのは

次は、地方債許可制度の見直しについてお聞きをしたい、このように思つております。これは真の地方分権を考える上では避けて通れない議論である、このように思うわけでござります。

いません、そのとおりだと思っております。片方で、分権という角度から、地方の自主性を高めていくためにもつと地方債の許可制度といふのを緩和といいますか弾力化すべきじゃないかと、いう御意見が当然ございます。分権委員会からもそういう角度からの御議論をいろいろいただいております。

しかし一方では、今言ったおり新たな財政再建という目標の中には、今度は地方も一緒に今までどいうのが今の財政構造改革会議の議論でございます。これは私はありがたいことだと思っています。というのは、従来の国の財政再建が語られる場合は国の数値だけが問題にされまして、その結果、率直に言つて地方の方にツケが回されな

アメリカですか。ここでは地方債は地方団体の重要な財源の調達手段となつておりまして、八万くらいの地方団体の半分は発行実績があるというふうな例がアメリカの例であります。地方団体にも格付があるわけでありますし、各地方団体が発行額の相制や利率の規制などを設けたり、あるいは起債についても住民投票を義務づけたりするような例も

度であることはもう申し上げるまであります  
ん。

片方でまた、今大変焦眉の課題でございます財政再建ということが大きな課題になつておるわけ

ときもあつたような気がいたします。しかし、  
経済というのは国と地方が車の両輪で回っている

あるようであります。

地方債の許可制度についてはさまざまなメリットがあるということも承知しております。例えれば地方財政計画によるマクロ面での財源保障もありますし、地方債への信用付与機能もあるといいますし、また地方債資金が財政投融資等の資制度とリンクをしているということで融資等の一元的な調整機能もある、また公共投資に必要な資金の配分調整機能も果たしている、国の経済政策等とのマクロ調整機能もあるといったような点がメリットであるというふうに思っております。これについてはもちろん広く理解をされているところだと思いますが、これらの機能は、地方債が余り行われない、金融市場も自由化されなか

でございます。その財政再建の目標は、GDP封じ比で国と地方の財政赤字を、きのうの会議では二〇〇三年というふうに前倒しになりましたけれども、三%に持っていくということで、その三%という数字の意味している財政赤字というのは地主債の場合には地方債であります。地方債の発行額が即財政赤字でございます。したがって、財政再建の目標を達成していくためには、要するに地方債の総トータルを何らかの形でコントロールしておかないとその達成ができないということになるわけでございます。

そのところは、片方でいろいろもっと緩和な方とするべきだという考え方と、今のように焦眉の緊急事態に対する考え方と、どちらが正解かはまだ未だ明確ではありませんが、少なくとも現状では緊急事態に対する考え方の方が現実的であると言わざるを得ないと思います。

わけでございますので、両方で健全である必要があるわけでございます。地方債のトータルを余り増大させないようにするということに関しても、そういう面からしばらくの間、自治省としては逆に関与せざるを得なくなつたのかなと思つています。

もう一つの問題は、地方債が単なる借金ではなくて、それについては地方交付税で後日措置をするという制度がある限り、何らかの意味で交付税がある方のトータルに限界があるわけでございますから、どうしても一定程度は関与させていただかなければいけないということだらうと思います。

昔のように地方自治体が前後の見境もなく借合

スにおいては、起債許可制度は廃止をされてい  
ることでございます。  
地方分権と地方債の許可制限というのは密接に  
関連をしているということでございますが、こう  
した諸外国の地方債発行の状況については日本と  
違つますが、これは制度や国の事情が違つた  
ら比較できないということなのか、この点につい  
て、簡単で結構ですから一言コメントをいただけ  
ますか。

○政府委員(二橋正弘君) 基本的には地方団体の  
持つている役割の大きさが各国で全く違いますね  
から、単純な比較は難しいというのはそのとおりだ  
と思います。特にいろんな投資的な事業というの

そのところは、片方でいろいろもつと緩和をするべきだというお考え方と、今のように焦眉の

きやいけないということだろうと思ひます。昔のよう<sup>1</sup>に地方自治体が前後の見境もなく借合

ら、単純な比較は難しいというのはそのとおりだと思います。特にいろんな投資的な事業という

は先進国はかなり進んでいて終わっているような状態であります。日本の場合にはまだ公共投資は新しいものが必要で、しかもその公共投資の七割以上は地方団体が行うということになりますから、そういう意味では地方債を発行する必要性が随分違うということがまず基本だらうと思います。

その上で、委員が今お挙げになりましたような諸外国の例を私どもいろいろ勉強いたしております。例えば今おっしゃいましたよなイギリスはほぼ同様の許可というようなやり方のようですが、これは何よりも公的資金であります。フランスは分権がいろいろ進んだといいます。そこで、時に私どもも例として御指摘いたしましたが、これがございまして、我々なりにいろいろ調べておられます。この場合に違っておりますのは、地方団体向けの金融機関専門の中央金融機関ができるおりまして、地方団体中央金融公庫的なものができるおります。そこが公的な資金でありますとか、あるいは日本で言う財投のよな預貯金を原資とするそういう資金を扱つておるというふうな公的性格を持つた金融機関がありまして、そこがいわば自主的に地方団体の起債をコントロールしているというシステムのようござります。

その他、アメリカ、ドイツ、それぞれ何らかの形での、特に市町村レベルの地方団体には関与がされているというふうに私どもも承知いたしておりますが、基本的には最初に申し上げましたように役割の量が全く違うということが大きな要因ではないかと思います。

○山本一太君：ありがとうございます。大臣

リアな説明でございました。

その他、今我が国の金融情勢が大きく変化していく状況の中で、財政投融资の資金を資金的裏づけとする地方債許可制度のあり方等をいろいろお聞きしたいこともあるんですけれども、ここはちょっと飛ばしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は国籍条項のことです。自治省見解は変わったのかということでおございます。

どうもマスコミ等の報道によりますと、この国籍条項の問題、白川大臣の発言が一つの契機となつて地方公務員への外国人の任用に関する話が進んだと、こういうものを撤廃あるいは緩和する動きが県や政令市レベルまで広がったような印象があるわけでございます。

私は改めて昨年十一月の大臣談話を拝見させていただきました。ポイントが三つあるというふうに思いました。

一つは、御存じのとおり、例の公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要だと、それ以外は必ずしもそうじゃないという点でございます。二つ目は、その具体的な職種については一律の範囲の策定は困難でしょう。これは当該団体において具体的に判断すべきだという点だと思います。大臣がおっしゃった談話の三つ目のポイントは、單に国籍要件を外すことでは将来における人事管理の運用等の面でいろいろ支障も生じるでしょう。しかしながら、制度的にも運用の面でも工夫をし適切な措置を講ずれば解決できるのではないか、こういうお話をだつたと思うんです。

私は、この大臣談話の趣旨を、昭和五十四年に行われた上田卓三衆議院議員、この方の質問題意書に対する大平総理の答弁書と比べてみました。そうすると、一番日の公権力の行使についての要件とかあるのは具体的な職種については、これはもう当該団体において具体的に判断すべきだといふようなポイントは既に述べられておりまして基本的に変わっていないのではないかということを思つたわけでございます。

〔委員長退席、理事朝日俊弘君着席〕さて、原理原則の問題でありますが、憲法及び法律を解釈すればと/orので政府の統一見解が出されているわけでございますが、憲法並びに法律を解釈するというのはだれができるんだろうかという問題であります。憲法並びに法律は、内閣が一元的に解釈する公的権限は与えられておりません。それぞれがそれぞれに判断をし、具体的な問題についてこれが憲法並びに法律に違反するかしないかというのは、最終的には我が国では最高裁判所が、結論からいえば、ある面では考えなくて済んどういうか、考へないでくれといふような結果を

ます。

二番目の質問は、その大臣談話の中で大臣がおっしゃっている運用で適切な措置を講ずれば解決できるんではないかという話は、これは適切な措置を講すれば公権力の行使等に携わる公務員にも外国人が就任できる可能性があるのかという話は、これは公権力の行使にかかわる人に対しては国籍を有するということともちよつと矛盾する点もあるかと思うんですが、これについて大臣はどういう具体的なイメージを描いておられるのか。

この一点目、変わったかどうか、二点目、どういうイメージでお話をされたのかという点について伺いたいと思います。

○国務大臣(白川勝彦君)：まず第一に、これは一番根本の問題でございますが、内閣のかつて出されていた見解というものがあるわけでございますが、自治省としてどうのこうのということは、この問題について公的にドキュメントにしたものはない、強いてあるとするならば、倉田自治大臣の発言だと思っております。ただそれは、従来の内閣の政府統一見解を基本的には踏襲しているものだと思っております。

〔委員長退席、理事朝日俊弘君着席〕さて、原理原則の問題でありますが、憲法及び法律を解釈すればと/orので政府の統一見解が出されているわけでございますが、憲法並びに法律を解釈するというのはだれができるんだろうかという問題であります。憲法並びに法律は、内閣が一元的に解釈する公的権限は与えられておりません。それぞれがそれぞれに判断をし、具体的な問題についてこれが憲法並びに法律に違反するかしないかというのは、最終的には我が国では最高裁判所が、結論からいえば、ある面では考えなくて済んどういうか、考へないでくれといふような結果を

ます。

実際はもたらしたと私は思うわけでございますが、まず自分たちが採用する公務員に国籍条項が必要であるかどうか、そもそも外国人を採用する必要があるかどうかということを含めて、それぞれの地方自治体によって私は事情が違うと思います。それを含めて地方自治体にゆだねるものだとまず私は思いました。

そして、外国人を採用する場合にそれができるのかできないのかというのが次に出てくる問題だと思います。最初から採用するつもりがなきやと思つてください。また内閣の今までの見解等もそんなことを考える必要もないわけです。そして、それぞれの地方公共団体が考えていただきたく、考えていただくのは憲法と法律に基づいて決めていただきたい、また内閣の今までの見解等も参考にしていただければということがあります。

さて、運用面云々という話は、仮に採用する場合に、採用される側の立場にも立ってくださいと。一時、川崎方式というものが随分話題になりましたけれども、試験を受けることはできるが、ただしあなたは将来公権力の行使または公の意思に参画する職種にはつけませんとだけ書いてあって、これを例えば十八の人あるいは二十二、三歳の人が読んでどういうことなのかわかるだろうか。そういう面では、どの職種には採用できるかできないかというのはそれぞれの地方公共団体が本來決められる話でございますが、こういうものにはつける、こういうものにはつけないということを、試験を受ける者にとって具体的に明らかにする必要があるんじゃないだろうか、こういうことであります。

○山本一太君：今の答弁で、適切な措置を講すれば解決できるんではないか、こういう点などある点だと思います。

さてそこで、従来のような政府統一見解でいいのか変わらないのか、もし変わったとしたらどうか、こういう点だと思います。

この国籍条項の問題は、単に地方レベルでなく国レベルあるいは場合によつては国際的な問題にまつて、実際上の運用はそれぞれの地方公共団体が、結論からいえば、ある面では考えなくて済んどういうか、考へないでくれといふような結果を

九一年の日韓外務大臣覚書というのがございまして、ここには「地方公務員への採用については、公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、採用機会の拡大が図られるよう地方公共団体を指導していく。」、こういうふうになつていてるわけでございますが、この覚書の話についてはその後の状況はどうなつてあるのか、局長級の折衝というのに行われているのか、もう本当に簡単で結構ですか。情報があればいただけますでしょか。

○政府委員(芳山達郎君) ただいま御指摘がありましたように、覚書は平成二年一月に日本と韓国両国の政府間で締結をされました。その後毎年、在日韓国人の法的地位及び待遇に関する局長級協議が、年一回年末に開催されております。日本側からはこの覚書の趣旨を踏まえて、公務員に関する基本原則の範囲内で、専門的、技術的な職種について積極的に外国人の地方公務員への採用拡大を図っていく、また地方団体に指導していくことを表明しております。また、韓国側からも採用機会の拡大について重ねて要請があるということで、毎年年末にやつております。

○山本一太君 制限時間があと二分しかございませんので、ほかにもいろいろと御質問したいこともございますけれども、この辺にしたいと思います。

最後に一言だけ、警察庁の方からも来ていただいているので、オレンジは絶対に許せないと申上げたい、このように思つわけです。

これは仮にも同僚の参議院議員に関する話でございまして、こういう報道が事実であるとすれば大変残念なことであります。これは現在刑事件として捜査中ですし、また予算委員会の方でも証人喚問等も予定されておりますので、御質問申し上げるつもりは、細かいことを言うつもりはございませんが、不明瞭な資金の流れも含めあるいは政党の責任等も含めて徹底的に、そして迅速に解

明をしていただきたいと、ここで強く御要望を申し上げておきたいと思うわけでございます。

本日は随分基本的な質問もありましたけれども、六十分、それぞれの質問に大変真摯にお答えいただきました。

○吉田之久君 平成会の吉田でございます。

きのう、きょう、この委員会におきまして、地方行政を取り巻く重要な問題点につきまして、各委員からまさに傾聴いたしました。私も全く同じ思いで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○吉田之久君 平成会の吉田でございます。

特に地方財政計画に関する御質問、御意見の数々を拝聴いたしました。私も全く同じ思いで、この間急に首長が亡くなりました。今、激しく四人の候補者が相争つて選挙をしているような感

じに受け取れるわけなのでございます。例えば一人の候補者は、事業中心の今までのやり方を変え

ると言いつけておりますし、いま一人の候補者は、汚職利権をなくし一切のむだを省く、また

金を減らすと、さらにいま一人の候補者は、公共事業発注を根本から見直しむだを省くということ

を強く訴え始めているわけなのでございます。

いま一人の候補者は、総務中心の政策を見直し借りながらも採用機会の拡大について重ねて要請があ

るということで、毎年年末にやつております。

○山本一太君 制限時間があと二分しかございませんので、ほかにもいろいろと御質問したいこともございますけれども、この辺にしたいと思いま

す。

最後に一言だけ、警察庁の方からも来ていただいているので、オレンジは絶対に許せないと申上げたい、このように思つわけです。

これは仮にも同僚の参議院議員に関する話でございまして、こういう報道が事実であるとすれば大変残念なことであります。これは現在刑事件として捜査中ですし、また予算委員会の方でも証人喚問等も予定されておりますので、御質問申し上げるつもりは、細かいことを言うつもりはございませんが、不明瞭な資金の流れも含めあるいは政党の責任等も含めて徹底的に、そして迅速に解

なのか、それともっと大所高所の方から、今住民が何を求め、また候補者たらんとする者がどんな決意を表明しようとしているのか、その辺を注意深く見守つてきておられるのかどうか、ますますその辺をお伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(白川勝彦君) 私は、就任以来、総理の方から地方行革も一生懸命やってもらいたいと、いうことを言われまして、以来四ヶ月有余、地方行革ということを委員の先生方の御支援を受けながら一生懸命やつてまいりました。とりあえず地方行革セミナーというものを、と方六団体の方々等とも会談をさせていただきまして、これから予算委員会が終わりましたら、各

地方に行つて地方行革セミナーといふのを、とりあえず二回やつておりますが、各プロックごとに、それを早く終わりたいと思っております。

そこで、地方関係者に私は言うのでございました。いろいろ今まで対立軸はあつたと思うのですが、今はやつた方がいいんだということで、今までどおり、例えば音楽堂をつくるとかナイトー用の野球場をつくるとか老人用の温泉プールをつくるとか、どんどんそういう施策に励んでおるといふことはやつた方がいいんだというところで、今まで

ございますが、今まで伝統的なといいますか、保守対革新とかあるいは自民対反自民、そういうので地方自治体の対立軸があつたと。そして、対立じゃなくて総相乗りというのもしばらくはやつてゐることでござりますが、これからは対立軸としてそういうものではなくて、行革派対反行革派

というような構図になるのではないかというふうな感じがしますし、またそうならないとどうも地方行革というのは進みませんねなどということを懇談の席で言つてまいりました。今、吉田委員が触れたことがもしそんなの一つの端緒といふ感じがしますし、またそうならないとどうも地

方行革というのには進みませんねなどということを

してそういうものではなくて、行革派対反行革派

というような構図になるのではないかというふうな感じがしますし、またそうならないとどうも地

方行革といふのは進みませんねなどということを

してそういうものではなくて、行革派対反行革派

というふうな感じは余り違つていなかつたのかなと思

います。

いずれにいたしましても、地方自治、特に地方の市町村長というか首長選挙においてそういうこととが真剣に議論になるということがあれば、地方行革もかなり本物になりつつあるのかなという感

をいたして、興味深く聞かせていただきました。

特に自治省は選挙を管理監督される省でありますけれども、それはそれとして、個々の候補者がどんな政策を訴えておるかとか、そういうことに

うな気配が次第に盛り上がりつてきているように思いまして、私もこの傾向に非常に敬意を表しています。

実は、九州のある県庁所在地の市長をいたしております私の親しい友人がありまして、その市長が国会へ来るたびに私に訴えるわけなのでござります。その市長は極めてまじめに、将来、その町に後世代にわたる借金を多く残してはならない、できるだけ切り詰めて、そして不要不急の事業はやらないで頑張つてきておると。ところが、隣近所の市町村においては、なぜあなただけがそんなにまじめに考えるの、地方公共団体に破産というよつことはないんだよと。要するに、今やれることはやつた方がいいんだということで、今まで

どちらで頑張つてきておると。ところが、隣近所の市町村においては、なぜあなただけがそんなにまじめに考えるの、地方公共団体に破産というよつことはないんだよと。要するに、今やれる

ことはやつた方がいいんだということで、今までどおり、例えば音楽堂をつくるとかナイトー用の野球場をつくるとか老人用の温泉プールをつくるとか、どんどんそういう施策に励んでおるといふことを言つ人が現におります。私はこれは本当に正直な市長の告白だと思います。

だから、申し上げたいことは、そういう個々の市長がいかに自分の市の将来を思い、後世代のこととを思つて、そしてまた国家全体の行革に協力しないかやならぬということを思つても、一人の市長ではそれはできないんじゃないだろうか。要するに、國がみずから徹底的な血を流す行革をやつて、國がここまでやつておるんだから地方もそれに倣ひなさいといふことで強烈な範を示しながら指導を示さないと、私は地方の行革といふのはできないんじゃないだろうか。

改めて申し上げますと、議会制民主主義というのは非常にすぐれた制度でござりますけれども、選挙を前提とし選挙によって首長や議員が選ばれ

る、そのことによつて成り立つ民主主義でござりますから、当面いかに人気を集めか、いかに目立つたことで住民に喜んでもらえるか、どうしてもそういうことに集中してしまつ傾向があると思つてございます。だから、金がなければ借りておけばいいぢやないの、後は野となれ山となれとは言わなければども、まずはおれの時代にやるだけのことはやるんだ、こういう宿命を持つてゐると思うのでござります。

今日の日本の民主主義というのは、そういう点で一つの欠陥を持つてゐるのではないだろかと思うわけでございますが、自治大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(白川勝彦君) 日本の民主主義といふか、すべての民主主義が常にそういう影の部分があるということは政治の本などでいつも書かれていることでござります。

ただ、吉田委員が今おっしゃつたことの中では、これは私どもも指導しなきやいけないあるいは明示しなきやいけないと私は思ひますのは、借金といふか公債残高が多くなつたらどういうことになるのか、そしてそこの地方自治体の運営にとつて、現在並びに将来どういう不都合が出てくるのかといふことは、制度の仕組みとして當日ごろ自治省としてもできるだけ注意を喚起していかなきやならぬと思うわけでござります。

今、國の財政再建も、きのうも私、財政構造改革會議、自治大臣でございますので、總理を除いて四人しかいないのでございますが、いつも出させていただいております。ただ、大変だから財政構造改革をしなきやならぬという、國はそこまで來ているわけでございますが、しかしどことがどう大変なのかということを言わなきやならないと同時に、これを逆に健全な姿にしたらどういうよさが今度はあるのかといつても言わないとけないんじやないのか。

きのうの五原則の中の一つに、最後に、財政赤字を含めて國民負担率を五〇%にしたいという一つの目標がありました。私は五〇%というのも高

いのではないだろうかと思っております。江戸時代、四公六民ならばいい藩主と言われ、六公四民ならば悪い藩主と言われ、五公五民ならば少なくとも中間といふんじやなくともう並みだといふことで、えとして代官とか藩主はそんなに当時は好かれていませんんでしたので、いい方じやなくて悪い方だと思うのであります。私は、自由主義社会というのは、少なくとも五割を国民負担にしたら本当に自由主義社会と言えるのかなという問題意識をずっと国会議員になってから考えております。

そんなことを含めて、借金をしたらどうなるのかということは、財政局長、特にその辺の将来像は常に見せるように、仕組み上はこうなるということはもとと言わないといかぬのではないかなと思います。

○吉田之久君 国民負担率を五〇%以下にしようというのには、現在の我が国政治のお互いの大テーゼの一つだと思うのでございますが、五〇%以下に抑えながら、しかも累増する借金をどう消していくかということは至難のわざだと思うのでございます。

敗戦後五十年、追いつけ追い越せとこの勤勉な国民は一生懸命に働いて今日に至ったわけでございますが、同時に大変経済が好調でありまして、特にバブルの絶頂期まで迎えたわけであります。まあ何とかなるわ、今のにやつておけといふよう風潮も事実確かになかつたことはないと思うわけなのでございますが、ここに来てこの不況の中でこれだけの膨大な借金を抱えて国や地方がどうすべきかということを本気で深刻に考えないと、将来は破綻があるのみだと思うわけなのでございます。

しかも、国の借金も昭和四十年の佐藤内閣から始まっているわけでありますし、それまでにはなかつたわけなのでござります。橋本總理が国会議員になられてからしばらくたつてからのことですごいまして、白川大臣も我々も何十年かその責任を負わなきやならないと思うのでござります。わ

すか三十年の間に、国、地方、いろいろ計算はありますけれども、間違いなく三百兆以上の借金ができ上がっておる、計算の仕方によればそれは五百兆にも上ると。年々十兆円ずつ借金したるようなわけであります、それは利子が利子を呼んで実際は異常に膨れ上がつてきていると思うんですね。

私は、ちょっと大きさを例えて恐縮かもしませんけれども、西郷隆盛が、人知るや否や子孫のために美田を買わざと言ひ残しておるわけなのでございまして、しかしまだかつて日本の先輩指導者の中で子孫のために借金を残せと言つた人は私はいないと思うのでござりますね。

国家百年の大計をつくる政治が国家百年の借金を今つくつていゝものだらうかどうかという問題なのでございまして、その辺で現在の国債と地方債の、公債の発行残高が國の方では既に危機ラインを超えておると、かつての武村蔵相以来歴代の大蔵大臣がそう言い切つておられますけれども、地方の場合の危機ラインはどの辺にあるのか、今までそれに達していないと思われるのか、あるいはもうはあるかに超えていると考えた方がいいのか、その辺のところを御分析いただきたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 公債の残高が国、地方を含めて非常に多額に上つております、地方財政にとどてもその圧力といいますか、将来に向けての財政圧迫要因といつうのは非常に大きいといふことは御指摘のとおりでございます。

近年、特にバブル後、景気の停滞あるいは減税先行それから景気対策といったようなことがずっと重なりまして急増いたしたといふことは事実でござります。地方財政全体で九年度末見込みが百四十七兆円という金額でございまして、財政規模との対比で考えましてもこれまでの中でもっと高い残高の水準になつてゐるといふことが言えるかと思います。

いろんな指標でこの公債の残高をとらえますけれども、一つの指標として公債費負担比率ということで、地方団体の一般財源のうち借金の返済に幾ら充てられるかという比率でございますけれども、その割合が一五%を超えると経験的に警戒ラインを超えて危険ラインに近づくということを私ども申し上げております。平成七年度の時点では地方団体の数のうち四五%の団体がこの一五%を超える状況にございまして、大変厳しい状況が個別団体で見てもあるということだと思います。

委員先ほど来御指摘のように、そういう財政の実態、あるいは将来に向けての公債の残高のもたらす影響といいますか財政の硬直化の実態、影響について、議会はもちろんでございますけれども、住民の皆さん方にもそういう状況を的確にお知らせして、地方団体の今後の財政運営あるいは施策の選択に反映されるようにするということがぜひとも必要でございます。

私どももいろんな機会を通じてこれまでにも申し上げてきましたつもりでございますけれども、今の財政構造改革会議がこれからいろいろ本格的な議論に入りますこの時期に、なお一層この実態について住民によく周知し、また地方団体の関係者がそこでこのところをよく念頭に置いて財政運営に当たつていただくように、予算編成をしていただくようについてことをこれからもいろんな機会を通じて説明し、周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

○吉田之久君 一つ気になります点は、きのう、ある委員の質問に答えられて財政局長は、地方債というものははある程度はあっていいんだ、現世代と後世代とが折半すべきものについては当然性格上そういうことはあるべきなんだというような御答弁がありまして、理論的には確かにそうだと思うんですが、それに限界があると思うんですね。もはや限度を超えていると思うんです。どんなに立派な家を建ててやつても、それは子供たちや孫たちが若干負担してもいいだろうというけれ

ども、余りにも大きな借金を残しておいたら、子供たちは働けど働けどおやじ、おじいちゃんの借金返しに精いっぱいであつて、家の修理もできなくなると思うんですね。だから、おのずからインフラ整備につきましても限度があると私は思つわけなのでございます。

そういう点で、今ちなみに全国の政令指定都市において、その予算規模、一般会計予算でも結構ですがそれと現在残つておる公債費の総額とは比較したらどのようになるか、最高はどんな例があり、最低はどんな状況なのかということをまずお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 政令指定市で申しますと、それぞれの団体の標準財政規模、いわば財政の実力をあらわす規模でございますが、その規模に対します残高の割合で申しますと、平均的に政令指定市では二・三六倍、要するに標準財政規模の二・三六倍でございますが、最も高いのはいわゆる阪神・淡路大震災の影響等もございまして神戸市、これが四・五六倍でございます。また、北九州市が低くて一・六五倍というふうな状況になつております。

また、委員御指摘になりましたように、地方債

の発行については常に節度といいますか、それから限度といいますか、そういうものは十分に考えなくてはいけないということは御指摘のとおりでございます。

私が昨日でしたか申し上げましたのは、国の財政との対比で、國の場合には五十年代の初めの福田内閣のときまでは全くの均衡予算で参りまして、あれ以降公債に依存するような形になつてきておりますけれども、地方団体の場合には、そのときにも申し上げましたような地方債の機能といふことをから申しまして、それ以前からずっと一定の数値で地方債を発行してきておる。ただ、そのときには地方債依存度というのは一〇%をかなり下回る水準でございました。今は一〇%をまたむしろ逆にかなり上回っているという状況でござりますので、そういう意味での引き下げというのは

もつと必要であるということは十分承知をいたしておりますつもりでございます。

○吉田之久君 その他の一般的の市の場合はいかがでございますか。

標準財政規模に対する比率という意味で、市全体の平均でございますが、これは一・五四倍というものが平均でございまして、最高高いところでは奈良県の御所市で四・三八倍というのが高うございまして、最も低いところでは千葉県の袖ヶ浦市で〇・四七倍というふうな状況になつております。

○吉田之久君 今、最も高いのが奈良県の奥野先生のいらっしゃる御所市だそうでございまして、ちょっと恐縮をいたしております。先ほど申しましたこの上牧町の場合も、当初予算は九十九億でございますが、一般会計の方、特別会計の方、合計いたしまして約二百億の公債残高を持つておるというので、言つてみれば大体月並みなもののかななど、もっとひどいところもあるんだろうなと思うわけなのでございます。

こういう現状の中で私が考えることは、会計

年度、国も地方も原則は単年度会計でございま

す。それに三十年も五十年も先にならないと支払

えないような借金まで借りて運営すること、これ

は私は現世代における越権だと思うんですね。い

かに昭和、平成の時代に生きておる我々といえど

も、そんな権能はないと思うんです。横暴過ぎる

と思うんですよ。我々の時代につくった借金でござりますから、我々の目の黒い間に八・八は返済しなきやならぬと、そういう責任があると思うの

が危機であるということに関して一つだけ申し上

なんだろうか。

例えば昨年あるいは一昨年あるいはこの数年と

いうのは、とにかくバブルが崩壊し、ある面では

いささか国民全体がうろたえて、とにかく景気刺

激をしなきやいけない、あるいは個人消費を伸ば

さなきやならないということで、特別減税はす

る、景気刺激策だということで、しかもこれはだ

れかが専権的に決めたんではなくて國が国会を通

じて決めてきたわけでございまして、当時、こう

いうことをやつたら大変なことになるよという意

見が余り聞かれなかつたような気がするわけでござります。そういうのに今我々は気がついて、お

いこれじや困るということで、特に衆議院選挙を

境に行政改革、財政再建というコールが大変強く

なってきたということあります。

○吉田之久君 大臣はやや楽観的な見解を心底に

頑張らないとストックは減りませんよということ

だと思っております。

これは我々はできると思います。そして、そんな

に難しい話ではないだろうと私自身は思つております。ただ、この数年の間につくつてしまつたストックを消すというのは、かなりこれはお互に

頑張らないとストックは減りませんよということ

だと思っております。

○吉田之久君 大臣はやや樂観的な見解を心底に

頑張らないとストックは減りませんよということ

だと思っております。

これは我々はできると思います。そして、そんな

に難しい話ではないだろうと私自身は思つております。

○吉田之久君 大臣はやや樂観的な見解を心底に

頑張らないとストックは減りませんよということ

りまとめを総理がなされまして、五つの原則とそれから各分野ごとの歳出の見直しをやる際の基本的な考え方という紙を出されたわけでござります。その紙の中に、地方財政につきましては三つのパラグラフがございます。

一つは「地方財政は、国の財政と並ぶ公経済の車の両輪である。こうした中で、まず、各地方公共団体が自ら強い自覚をもつて事務事業の合理化」等々がございますということが書いてございまして、二番目に「国としても、地方歳出の多くが国の経済政策や予算と密接に関連していくことから、国・地方双方に通ずる歳出抑制策を検討するとともに、地方単独施策等を抑制する等により、地方財政計画の策定に当たって、国と同様に一般歳出を抑制する等の地方財政健全化方策を検討する。」というのが第一のパラグラフでござります。三番目に「このような観点から、交付税制度・地方債制度についてその仕組みを見直すとともに、各地方公共団体独自の自主的な財源調達の途を拡充強化することを検討する。」ということです。

おっしゃるように交付税制度についての言及がござりますけれども、今回の紙と申しますのは基本的に考え方を示したものでございますから、これからさらにいろんな検討が行われていくものだというふうに考えております。

○國務大臣(白川勝彦君) 極めて大切なことありますので、そのペーパーをつくるときにやりとりがございましたので、多くは語りませんが、一言だけ付言させてください。

私はどもは、ここでたびたび申し上げておるとおり、地方交付税の定められた率というのは国税としていたただくけれども、しかしこれは地方の自由の財源であるという考え方を歴代総理以下述べておりますし、私どももそう考えております。そして、地方の事務がふえ、あるいは地方分権をさせていこうという時代でございますから、これを保障するために地方独自の財源という意味での交付税に回していくだけ割合は、ふやしこそそれ減ら

すことというのは今の流れの中ではあり得ない。ですから、これを聖域に踏み込めなかつたんだじやないかという今の日経の指摘は、私どもから見たまでも我々も、あるいは国を挙げて地方分権地方主権と言っています。時には、ある知事なんかでございまして、表現はどうあらうと、本来、地方分権、あるべき地方の満たされた一つの標準・基準といふものはどこにあるんだろうかと。言うならば地方分権の定義ですね、これが私はどうもはつきりしておらなくて、みんなが一様に分権分権と言っているような気がするんです。

例えば、地方公共団体の一番大きいのは東京都だと思います。私たちの田舎へ行きましたら、一千万人いるわけでございませんが、千人に満たない村もあるわけなのでございます。その差は何と一万倍でございます。鯨が魚かどうか知りませんけれども、鯨とメダカが一緒におるもの同じだと言っているような気がしてならないのでござります。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、「一番大きな東京都やあるいは大阪市でもよろしいですが、その辺は既に地方分権は確立していると見ていいのかどうか、まずその辺からお伺いいたしま

す。そういうふうに考えましたときに、それでは規模が大きいところは十分にそのことが果たされていいるかということになりますと、確かに規模の大きいところは規模の大きいなりに仕事の量も大きいうございますが、その中で本当に自己決定、自己責任の原則が完遂されているかと、それは制度的にも実態的にも問題があるのではないか、こういうように考えてているところでございます。

逆に、小さなところは小さいがゆえにそれがなされていないのかと言われますと、いわゆる足腰の強さ、パワーというような面で劣る点が確かにあります。要は、ただいま申し上げました規模の差というようなものいろいろありますけれども、小さなからといって実態が自己決定、自己責任の原則にならないということでもないわけでございます。しかし、これまた制度的にも制肘があり、また小さくからといって実態が自己決定、自己責任の強さ、パワーというような面で劣る点が確かにあります。要は、ただいま申し上げました規模の差というようなものいろいろありますけれども、それが今申し上げました地方分権、地方自治の理念にならないということでもないわけでございます。要は、ただいま申し上げました規模の差があるからといって足りないでしょ、それは不可能なことです。

だから、やっぱり物事には一定の基準、というかなされているかということでござりますけれども、基本的には、その地方自治体に期待された機能というものが自分たちみずからの方で実現できるならば、私は当然のケースとして一定の規模を設定することが必要になってくると思う。その点で大臣は、いや合併は強制すべきものではない、

ますし、住民の方々もそれにまた気がついていた

だかなければならぬんだろうというように考

えているところでございます。

○吉田之久君 あなたの説明によれば、今ま

ましても、大臣にお伺いいたしますけれども、今、大臣も我々も、あるいは国を挙げて地方分権地方

主権だと切っておられるところもあるわ

けでございまして、表現はどうあらうと、本来、

地方分権だと切っておられるところもあるわ

けでございまして、表現はどうあらうと、本来、

地方分権だと切って

地方の住民がそれぞれみずから意思決定して運ばれるものであるとおっしゃる。それはそれで一つの理論ではございますけれども、本当に地方自治を確立しようとするならば、この時点において自治大臣初め国が指導的な役割を果たして、これでは住民が希望する真の地方自治は確立できませんよ、だから強制はしないけれどもつと大きくまとまるこことを工夫してみてはとしかるべき指導をなさないと、あるがままに置いておいて地方自治だ地方自治だとみんなが合唱しているだけでは意味がないと思うんですね。その点で自治大臣が日々おっしゃっていること、わかりはいたしますけれども、いま一つ前向きに町村合併といふものに取り組むべき時期に来て、いかがですか。

○國務大臣(白川勝彦君) 私が自治大臣に就任し

たときの自治省の担当課長あるいは担当の松本局

長、従来の御意見でございまして、合併は推進し

ていなかきやならぬという認識は持っております

が、これは余り自治省が出しゃばってはいけな

い、あくまでも自主的にということをトーンとし

て非常に強く言われたことを記憶しております。

ただ、わずか数ヶ月の間でございますが、国会

で各先生方からこれだけ合併ということが言われたことはないと思います。そして、どうなんだとい

うことで担当の皆さんあるいは自治省全体に聞

きますと、少なくとも国會議員の皆様、また同時に

に国会議員ということではなくて、日々地域住

民の皆さんとみんな接しているわけでございます

が、地域住民もそういうことを考へていて、

ことの一つのあらわれが、市町村合併についても

う少し自治省はイニシアチブをとるべきなのでは

ないかと、こういうふうに私は承知しております。

ですから、私は就任当時は合併の機運の醸成と

いうことを主たる目的にいたしたわけでございま

すが、余り努力をしないうちに皆様方の努力でこ

の機運の醸成は十分その実を上げたと。では、直

ちに一つの強力な方向性を出すかというと、これにはもう少し意見が分かれているようでございます。そこで、松本行政局長の方には、第一ステージ、第二の段階に移ろうと、市町村合併を推進していくために、単なる機運の醸成からもう少し次に移るうということを指示いたしました。またそんな中で、地方制度調査会の方でも外部監査問題が期せずしてけりがつきましたので、この合併問題を正面から取り上げようというようなことも大きなことでございました。また、そんな中で、地元の点につきましては、道路管理者と連携して、地元から取り上げようというようなことも大きなことでございました。

そして、私は今、願わくは、地方行革と地方分権と市町村合併というふうなものを三つ束ねて、あるいはもう一つそれに個性ある町づくり、地域づくりというのを含めていいと思うのでございませんが、この四つぐらいをセットにした、何が今地方自治関係者が考えるべきことなのか、一つの仕組みというようなものを考えて集中的にみんなで議論をしていくそういうようなものを何とかしかけられないのかなど、こう思っておりますので、また委員各位の御指導、御鞭撻をお願いしたいと

思つ次第でござります。

○吉田之久君 ほとんど時間がなくなって恐縮で

ございますが、どうか大臣、一つの段階を越える

べきときに来ておるという御認識をよろしくお願ひしたいと思います。

簡単な答弁で結構でございますが、今、交通事故

には警察署も非常に御苦労をいたいでいま

す。

ところで、十字路交差点の角がそのままみんな

出っ張ったまま、これが交通事故を惹起する非常

に大きな要因になつていると私は思うんです。

建設省もいろいろお考えいただきたいのでござ

りますが、新しい法律をつくつても、その角々

を一定の基準においてカットしていただくべく協

力してもらつ、国が買上げてもいいと、そういう

時代を迎つてあるんじやないかと思うのでござ

りますが、双方から御答弁をお願いいたしま

す。

○政府委員(田中節夫君) 委員御指摘のように、

交差点付近、交差点を含めまして交通量が大変多い、全体の死亡事故の四五%を占めている実情がございます。私どもいたしましては、今お話しのようになれば、松本行政局長の方には、第一ステージ、第二の段階に移ろうと、市町村合併を推進していくために、単なる機運の醸成からもう少し次に移るうということを指示いたしました。またそんな中で、地元の点につきましては、道路管理者と連携しながら具体的な事故原因を分析して、そして事故類型、特徴を把握した上で、可能な箇所から具体的な道路改良等をお願いするというようなことをやってきております。

この件につきましては、今後とも関係団体あるいは建設省等と協力しながら、効果的な交差点対策に努めてまいりと考えているところでございま

す。

○説明員(納宏君) 交通安全を確保しますことは

道路行政の最重要課題でございまして、従来より

安全性の高い道路網の形成とか、歩道の整備、交

差点改良など道路整備に取り組んできているこ

ろでござります。

御指摘のありました交差点の交通事故件数

は全体の約三七%を占めておりまして、緊急対

策を要する重要なポイントであると我々も認識し

ているところでござります。事故の形態として

は、出会い頭の事故が最も多いわけございまし

て、交差点の隅切りによる見通しの確保といつた

ことが安全に寄与するものと考えております。

このため、事故が多発しております交差点につ

きまして、公安委員会等と連携いたしまして事故

原因を分析しますとともに、本年度、八年度か

ら、事故多発地点緊急対策事業ということで、幹

線道路の事故が多発している交差点等を抽出いた

しまして、地域の実情に応じた隅切りや右折レー

ンの設置といった必要な事故削減策を集中的実

施するなど対策を一層強化しているところでござ

ります。

今後とも、公安委員会等の関係機関との連携を

もとにしまして、効果的な安全対策を推進するこ

とによりまして交通事故の防止に努めてまいりた

いと考えております。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、地方税法及び国有資産等所

在市町村交付金法の一部を改正する法律案並びに

地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を

一括して議題とし、質疑を行います。

○風間禪君 平成会の風間でござります。

まず、地方債についてお伺いしたいんですが、

午前中にも議論があつたわけですが、地財

計画の中で借入金が二兆七千五百億円減ってはい

るものの、都道府県の借金は十年で一・四倍と

全体会の約三七%を占めておりまして、緊急対

策を要する重要なポイントであると我々も認識し

ているところでござります。事故の形態として

は、出会い頭の事故が最も多いわけございまし

て、交差点の隅切りによる見通しの確保といつた

ことが安全に寄与するものと考えております。

このため、事故が多発しております交差点につ

きまして、公安委員会等と連携いたしまして事故

原因を分析しますとともに、本年度、八年度か

ら、事故多発地点緊急対策事業ということで、幹

線道路の事故が多発している交差点等を抽出いた

しまして、地域の実情に応じた隅切りや右折レー

ンの設置といった必要な事故削減策を集中的実

施するなど対策を一層強化しているところでござ

ります。

今後とも、公安委員会等の関係機関との連携を

もとにしまして、効果的な安全対策を推進するこ

とによりまして交通事故の防止に努めてまいりた

いと考えております。

○吉田之久君 ありがとうございました。質問を終わります。

○理事(朝日俊弘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

○政府委員(田中節夫君) ありがとうございました。質問を終わります。

○吉田之久君 ありがとうございました。質問を終わります。

○政府委員(二橋正弘君) ありがとうございました。質問を終わります。

から交付税特別会計で借り入れをして補てんしてきたこと、それが一つでございます。  
それから、御案内のように相当大きな税制改革がございまして、そのうちの減税が先行して行われるということになりました。その減収を補てんするための地方債あるいは交付税を補てんするための交付税特別会計の借入金というものが増加してきた。

それから第三番目に、今もちょっとお触れになりましたけれども、この間の景気対策ということことで、公共事業あるいは単独事業を年度の中途で追加して景気対策を行ってきた、その財源として地方債を増発したといったような要因が重なって、近年こういうふうに特に地方債の残高が急増

そういう状況にかんがみまして、平成九年度の地方財政対策を講ずるに当たつては財政の健全化を図つていかなくてはいけないという観点から、地方財政全体の歳出全般にわたつてそれぞれ抑制をするという方針で臨んでおりまして、計画全体の規模も一・一%増、いわゆる一般歳出も〇・九%増ということで非常に抑制的な地財計画にいたしております。

そのことを通じまして、新しさ昔入金の額につ

きましても、地方債と交付税特会、両方合わせて  
でございますが、八年度に比べて二兆七千億以上  
減らすということにいたしたわけでございます。

九年度、とりあえずそういうことで第一歩を踏  
み出した形になつておりますけれども、こういう  
地方財政の厳しさに対処して財政の再建、健全化  
を本格的に図つていかなくてはいけないというこ  
との認識のもとに、引き続き財政構造改革会議で  
国、地方を通ずる財政再建目標をつくつて再建方  
策を検討していくことになつております。  
で、昨日もそのための一つの具体的な検討のたた  
き台が示された状況でございます。今後とも、そ  
ういう財政構造改革会議等の議論を踏まえながら  
、全般の財政再建方策について私どもも検討し  
てまいりたいと思っておりますし、各地方団体に

おかれても一層徹底した財政改革の取り組みをなさざいます。

○風間栄君 そこで、最近一括返済の地方債がふえて市場に流通させていくという準備が整つてゐるよう思います。が、投資家の側からもリスクのない地方債の流通を望む声が高いとも聞いておるわけです。地方債の信用力を高めて流通性向上させる必要は当然のことだと思うんですけれども、自治省においてはどの程度検討されているのか、伺いたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) いわゆる市場公募という形で市場に流通する地方債、これは比較的規模の大きい財政力のある団体が公募地方債というのを今出しておる状況でございまして、過去に比べますと次第に公募地方債を出す団体がふえてきております。昭和二十年代のおしまいころは八団体ぐらいでございましたけれども、平成六年度にはこれが二十八団体にまで大きな都道府県あるいは政令指定市に広がってきておりまして、こういうところで公募地方債を発行いたしております。

これは金額で申しますと、平成八年度の実績見込みで一兆九千億余りということで、七年、八年と続けて約一兆円近い発行をいたしております。

こういう公募地方債は当然市場で流通していくわけでございますが、その流通性の向上を図るためにこれまでさまざま努力をしてきたところでございまして、一つは具体的に委員も今お話しございましたように、償還方式を従来の定時償還というやり方、そのときに抽せんという形で償還をいたしておりましたけれども、それを改めまして、平成四年に満期一括償還ということにいたしました。そういたしますと、購入者にしてみますと、その段階で当初の利回りが確定して投資計画を立てやすくなるということで、そういう意味で購入の意欲が増加するということになります。

それからもう一つ、いわゆる信用力をあらわすものとして国際的な統一基準でBIS規制という

国債と比べて差を設けておられまして、若干のリスクがある中にカウントされておりました。これにつきましては、地方団体が発行して地方債の許可を行つて償還財源もいわば担保されているというところから、関係者とともに私どもリスクを国債並みのウエートに下げてほしいということを働きかけてまいりまして、これが平成五年度から実現いたしております。そういうことにいたしましてすと金融機関もこういう地方債の引き受けがしやすくなるということで、そういう意味でも流通性が高まるということであろうかと思ひます。

今後とも公社債市場の動向にも留意しながら、市場公募債の流通性の向上に向けてこれからも努力をしてまいりたいと考えております。

○風間相君 次に、交付税の話ですけれども、三月分の特別地方交付税はきのう閣議決定されたわけです。厳しい財政事情の中、とりわけ日本海でのナホトカ号重油流出事故については、大臣も交付税で何とかするから心配しないでという激励をいただきております。ありがとうございます。

逆に言へば、北海道は減るんではないかななどという心配もあつたわけですが、北海道におきましてもおむね昨年比5%増で配分になつております。

○重油流出事故の回収経費、新聞にも五十三億円と、大変な伸びの配分を決めていただきまして、十二道府県に五十億、応援に出た十六県に三億と五十三億交付していくだけになると、すぐれども、被害の最も大きい三国町はどのぐらいいあつたのか、ちょっと教えていただけますか。

○政府委員(三橋正弘君) ナホトカ号の油事故の関係につきましては、委員が今お話しになりましたように、全体として約五十三億を特別交付税で措置いたしておりますが、三国町につきましてはこれは福井県で配分いたしております。昨年度の交付税の特交の額が三千三百十四万円でございましたが、ことしはその油事故等がございまして二億八百六十二万円ということで、昨年度の約五・

二倍の金額を交付することにいたしております。  
○風間根君 それで、関連してなんですかねども、この間の三月十六日に愛知県豊橋市で地震が起ったのは御承知のとおりであります。被害に遭われた住民の皆様と同時に、奮闘してくださいました各自治体の職員の御労苦も大変ありがたいことで感謝を申し上げなければならぬわけです。  
こういう年度末に起きた突発的な事象については来年度十二月の特交まで待つのが原則であろうかと思いますけれども、今回の愛知県の豊橋市を中心の地震について、被害の実情がつぶさになつてなおかつ地元から希望があれば、四月配分の普通交付税は概算払いといふふうに聞いていますから、年度末のこのような事情を配慮して、年度当初から資金難に陥ることのないよう自省省として対応していただきたいと思うんですが、いかがですか。  
○政府委員(二橋正弘君) まず、特別交付税の扱いで申しますと、災害に関する特別交付税のやり方は期間は原則として曆年でとておりまして、一月～十二月の間のその年に起きた災害をもとにして算定して特別交付税の配分を行うということにいたしております。  
それから、今度のナホトカ号の事故のように、事故が一月当初に起きて、それからいろいろ経費がかかつておってて、そういうことがその段階からはつきりしておるものは、特別交付税の算定のぎりぎりまで所要経費を報告していただきまして、その年度末までの所要見込みも含めて先ほど申しましたような八十数億という報告をいただいて措置するということができますが、今のように豊橋の場合合は三月十六日でありますと、特別交付税の開議決定がきのうでありますのでこれはなかなか間に合わないということになつてくるのですから、そういうものについては一応原則として曆年一月一二月でということにいたしております。  
今回のこの地震で家の半壊、全壊の戸数がどうあるかとか、要するに交付税の算定に使うような数値がどうなるかという状況をきちんとつかまな

くちやいけないということもありまして、特別交付税としてはその次の年の特交の算定期間に入つてくるということになると思います。

それから、大きな災害の場合には、普通交付税をその大きな災害に応じて前倒しで特別的に交付するというやり方をしていることはございますので、これも災害の状況、大きさに応じてということがと思います。

今回の豊橋の場合には、実際の被害状況がどのくらいになるかというところまではちょっとまだ私どもつかんでおりませんけれども、公共土木の災害とかあるいは今言いましたような家屋の倒壊とかというのはそなたくさん出ているような事例ではどうもなさそうだということのようでございます。

○風間禪君 だから、実態がつぶさになつて地元からも強い要望があつたときに、前倒しにできないうふうにしゃくし定規のあれではなくて、その心が自治省にあるのかどうかと伺つてゐるわけですから、その気持ちを聞きたいわけですよ。

○政府委員(二橋正弘君) 先ほど申しましたように、災害が大きくて資金繰りが非常に大変であるというふうな事態に対応します場合には普通交付税で、普通交付税というのは四月、六月、九月、十一月というふうに四回の交付時期が決まっておりますので、そこを繰り上げ交付するというのを一定の基準に基づいてやつておるということでございます。特別交付税については、そういうわざ前倒しの交付というふうな仕組みというのは今どろいものですから、こういう大きな災害の場合はもちろん普通交付税の繰り上げ交付で対応するということかと思います。

○風間禪君 次に、法定外普通税として、これは二月十六日に出た新聞記事ですけれども、都内杉並区の市民団体が法定外普通税として「ペチンコ税はどうかな」という記事を見たんです。地元の市民団体を中心進められているようですが、許可申請された場合の対応で自治省はどうされるのか、ちょっと見解を伺いたいんです。

○政府委員(凌和夫君) 今御指摘のありました杉並区の市民団体が署名集めをしたという新聞報道については私どもも新聞を持見いたしておりますが、地方団体から申請等の動きは目下のところございません。ただ、今御指摘ございましたが、申請があつた場合にどうかということでござりますけれども、法定外普通税の場合は、個別具体的なそれがどの段階で結論的なことを申し上げられる段階ではございませんで、具体的に申請があつた段階での事態に即して適切に判断すべきものというふうに考えております。

○風間禪君 法定外普通税の導入には現行法上自治大臣の許可が必要とされていますけれども、自治体の課税自主権の尊重とか地方分権の観点から今後どのような緩和措置をとることが可能なのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○政府委員(凌和夫君) 現在、法定外普通税の許可制度といいますのは、ある意味で課税自主権とそれから一定の政策的な要請といいますか、こういったものの調整を図るために設けられておる点。その政策的な調整といいます意味は、国、地方を通じて現在主要税目を共通にして分かれ合つたりとか、いろんな形で税財源配分が国、地方間で行われておりますが、こういった観点からの視点、あるいは国民全体の税負担の均衡といった問題、あるいは国あるいは他の地方公共団体に対します何か新しくあるものに対して課税したことによる悪い影響がないかどうかとか、あるいは国の経済政策全体への配慮の問題、こういった国全体からくる要請と、それは言つても地方団体の課税自主権を尊重するという立場からの調整のために設けられているというふうに承知をいたしております。

今後、分権推進の流れの中で、さきの十二月二十日の分権推進委員会の税財源等に関連します中間取りまとめでも、この法定外普通税の許可制度の先生方の中にもそういう御議論をされる方はござります。

のあり方について見直しが触れられております。現在、許可という制度をとつておるわけでござりますけれども、こういった許可という制度をとることの問題も含めて、もう少し弾力的な自治体の自主性を生かした運用といったものができないかと。

ただ、その際に、中間取りまとめでも触れておられます、法定外普通税の適正な実施、運営の担保ということを前提にしながらそういうことを検討してはどうか、こういう御提案をちょうだいをしておりまして、私どももその線に沿つてございませんで、具体的に申請があつた段階での事態に即して適切に判断すべきものというふうに考えております。

○風間禪君 法定外普通税の導入には現行法上自治大臣の許可が必要とされていますけれども、自治体の課税自主権の尊重とか地方分権の観点から今後どのような緩和措置をとることが可能なのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○政府委員(凌和夫君) 現在、法定外普通税の許可制度といいますのは、ある意味で課税自主権とそれから一定の政策的な要請といいますか、こういったものの調整を図るために設けられておる点。その政策的な調整といいます意味は、国、地方を通じて現在主要税目を共通にして分かれ合つたりとか、いろんな形で税財源配分が国、地方間で行われておりますが、こういった観点からの視点、あるいは国民全体の税負担の均衡といった問題、あるいは国あるいは他の地方公共団体に対します何か新しくあるものに対して課税したことによる悪い影響がないかどうかとか、あるいは国の経済政策全体への配慮の問題、こういった国全体からくる要請と、それは言つても地方団体の課税自主権を尊重するという立場からの調整のために設けられているというふうに承知をいたしております。

その中で今話題になつておりますペチンコの件かといふのが私の全く個人的な見解であります。そういうことも含めて部内で、それは国民の意識との乖離はあるものの、もうちょっとペチンコに対する課税のあり方について教えていただきたいと思いますし、今何か非常にアジーなお答えでしたので、もう一度伺いたい、ペチンコに対する課税のあり方。

○國務大臣(白川勝彦君) 御案内のとおり、これ

は自治省だけではなくて警察庁、国家公安委員長としても非常に重大な閣心事でござります。

ただ、杉並の件について記者会見でも私は質問を受けましたので、少なくとも娛樂施設利用税というようなものを消費税が導入されるときにあわせて取るのはどうかと、そういう一連の間接税の見直しの中で廃止された経過があるものを、昔の、名前だけ変えて実態が同じもので出てくると、いうのはいかがなものかということだけは、私は両方の大臣として率直に申し上げさせていただきました。

本当かどうかわかりませんが、とにかく三十兆の売り上げがあるということでござります。そのうちの大半が俗に言う両替という形になつております。それらについて一定の関心は持つておりますが、まだそれ以上ではないと思ひますし、決してこそそぞやつてゐるという意味にやなくて、関心を持つてゐる程度であつて、これは自治省の税務の担当者だけで決められる話ではないと思ひます。

湊税務局長が言つることは偽りのないことでござりますので、私からもギヤランティーをさせていただきたいと思います。

た次回に譲ります。

このペナンコ税が、名称はどうであれすぐに今度はできないにしても、地方の財源不足というのももう明らかなわけですから、実際に地方税の収入は三十七兆円の大台に乗っただけれども、財政支出の方は十七兆円を上回っていると。今回の法改正で、自主財源が少ないのに都道府県から市町村へと。これは市町村への税源移転に関しては非常にいいと思うんですけども、むしろ僕は国から地方へ思い切った税源の移譲というか移転が必要だというふうに思うんです。

しかも、東京都の昨年四月に出された「分権すべき権限と財源」という冊子の中の四十二ページで、所得税を個人住民税に振りかえるべきであるという見解が示されているわけです。私自身は、税のあり方というのは単純にした方がいいと思っているんです。非常にややこしい構図になつてるので、直接税は地方税、間接税は国税というふうにシンプル構造にしたら、国民はもつと納税の義務という感じなく権利と感じて私は一大喚起を及ぼすんじやないかと思つてゐるんですけども、地方税として今後どのような税源を求めるべきであるというふうに自治省は考へてゐるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡和夫君) 現在、国、地方間で、税と最終的な純計歳出ベースが逆転している、税収は国が二で地方が一、それが歳出の面ではその逆になつてゐる。その間に地方の固有財源の一部としての交付税という制度ももちろん日本の場合はあるわけでござりますけれども、そういうたる税と歳出の乖離というものをできるだけ是正する方向で取り組むべきであるというのが、さきにも触れましたが、分権推進委員会の十二月の中間取りまとめでも触れているところでございます。

その際に、いずれにしても、地方と国の税源の割り振りを考えます際に、おっしゃられますように、税源そのものを完全に国と地方で別々のものと課税するという仕組みがそれば課税の自主性ということを考えても確かにいいわけですが、

ございますけれども、しかしそれぞれ税には税の個性といいますか、いい面悪い面を抱えております。

イトルをつけられて巻頭言を寄稿していらっしゃ  
ます。

個性といふべきだ。しかし、直角の面をねじておいて、直角の面が直角の面と重なる。す。

一方で景気が少し悪くなりますと一気に税収が落ち込むというような問題、伸長性はあるけれども安定性がない、こういう問題があります。それから、消費課税について、例えば間接税は望んでいない町村が四六%もあつたと言ふ、「依存体質から脱却する決意がない限り、地方自治の明日はない。」というふうに締めくくられていたらしやいますけれども、対等関係を望んでいたい町村が四六%もあつたというデータに関して所

國でとおっしゃいましたけれども、間接税の場合  
は、今回の地方消費税についてそうでございます  
が、税源の偏在性が今の所得税や法人税なんかに  
比べますと非常に小さい、地方税から見て税源と  
しての偏在が非常に少ないという意味では大変い  
い税の構成を持つていてるという面もあるわけでござ  
います。

ただ一方で、これは全国的に流通する過程で課  
稅いたしますから、稅がどうしても稅率として均  
一でなきやならぬ。そういう意味では、各団体の  
自主的な税源調整はできないというような問題も  
抱えておつたり、それぞれの稅がいろんなないと  
見をちよつとお伺いいたします。

○政府委員(松本英昭君) ただいま委員お示しに  
なりました調査は民間の某研究所が行いましたも  
のでございまして、その中で三つの回答肢を用意  
いたしておりますが、抜本的に對等協力関係に改  
革すべきという考え方と、部分的には上下主従關係  
も必要であるという回答と、現在でも對等協力関  
係にあるという回答と三つでございます。その中  
で市と町村に分けて統計をとつておるわけでござ  
いますが、ただいま御指摘のように、町村の約四  
六%が二の答え、部分的には上下主従關係も必要  
であるという形で回答いたしております。

ころ、悪い面、地方の目から見てそういう面を持つております。そういう観点から、現在は主要な税目を国と地方でそういう性格も考えながら組み合わせて、それぞれが分担して税源として確保しております、こういう形になっているわけでござります。

なお、ちなみに申し上げますと、市の方はその割合は約二割、八割が上下主従関係でなくて対等協力関係に改革すべきという意見にいたしているところでございます。ただいま申し上げましたように、かなり市と町村でも差があるわけでございますが、率直なところを申し上げまして、この数

いすれにしても、抽象的にはなりますが、地方として望ましい形は偏在性が少なくて安定性があるということが、これから福祉社会を考えます。特に、特に地方の場合は経常的な福祉財源とか人件費を抱えるウエートが大変多くございますので、そういう要請が非常に強いかというふうに思っております。そういう観点から、これから税源の組み合わせということをしつかり考えていく必要があるというふうに思っております。

治実務セミナー」三十六巻二号ですが、本院の宮澤弘議員が「国庫補助金は諸悪の根源」というタ

と同時に、私どもいたしまして、地方分権、  
これから基礎的な地方団体であります市町村の役

割というものが特に大切なまいりますので、我々もこの地方分権というものの意義等についてより一層市町村に対し御理解をいたくようなことを施策としても推進していかなければならぬのではないかと心にかたく決意をいたしていいるところでございます。

○風間赳君 次に、機関委任事務の廃止につきまして、きのう記者会見で大臣は、法定受託事務の選別作業がなかなか困難であると発言されたようあります。新聞記事でありますけれども、閣僚懇談会で各閣僚に法定受託事務をふやさないよう要請された、増加抑制をとる記事もありますが、なるべく少なくしていこうといふ大臣のお考えは今でも変わりありませんね。

○國務大臣(白川勝彦君) 私は今、地方分権推進委員会が一生懸命努力されているところでございまして個別のことを申し上げるつもりはなかつたわけございます。大きな方針が示されたわけございますが、しかし具体的には、これは自治事務にするのかそれから法定受託事務にするのかということについては個別に分けるいろいろあるようございます。そんなことで地方分権推進委員会が照会をしたようございます。

それに対して各省庁から、これはできれば法定受託事務というか、そういう意味でなくとも国に何らかの意味で関与をさせてほしいというものが出てきているというようなことを含めて、必ずしも数字はその新聞記事のとおりでございません。この辺については行政局長から説明をさせます。

ただ、いずれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくるうとということでこれだけ政府を挙げてあるいは国会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともその姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくないで、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事務当局を督励していただきたいということで発言をいたしました。

これに関しては、総務府長官からも同じく話がありまして、例えば自治事務にしたものについても事前協議が必要だとかというのは自治事務にした意味がないではないかというような発言もありまして、これらについても関係大臣が事務当局を十分激励して、できるだけ地方に権限を移譲するようという御発言がありました。

○渡辺四郎君 終わります。

○風間赳君 税制度の問題について、二点お尋ねしたいと思

います。

まず第一点は新幹線整備の問題について、この是非を問う考えは毛頭ありませんが、地方財政の立場からいたしますと気になることが少しあるも

のですから、あえて質問をさせていただきたいと

思います。

従来 整備新幹線に対する公的なかわり合い

といふのは、法律上、国 地方とも必要な資金に

ついての助成を講ずることができる旨規定をされ

ていましたが、地方公共団体の負担というの

はその時点までは任意のものとして、資金手当てとし

ては地方債で措置をされてきたといふふうに思つ

ておるところです。

ところが、昨年の十二月二十五日に新しい新幹

線整備についての基本フレームが策定をされまし

た。一部JRの負担はあるものの、大部分の負担

はこれまでの財源は同じような格好でというふう

に持つてこられないという保証はないと思つ

うんです。そうすると、税収が伸びなければどん

どもJRの負担はかかるのではないか、こういう心配が

あるのですから、交付税の趣旨から見てどうし

ても私は疑惑を感じるわけですが、御見解をひと

つお伺いしたいと思うんです。

○國務大臣(白川勝彦君) 整備新幹線問題は予算委員会あるいは本会議等でたびたび取り上げられ

が三分の一ということで法律上明確になりまし

た。その地方負担分については所要の額を地方債

とともに全国新幹線鐵道整備法にそれぞれ負担割合

を明確にすることと、国が三分の二、地方

が三分之一とすることで法律上明確になりました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれにいたしましても、地方分権とい

うのは国会で地方分権推進法までつくり、その法

律に基づいて地方分権そして地方の時代をつくる

うとということとこれだけ政府を挙げてあるいは国

会を挙げて取り組んでいるときに、少なくともそ

の姿勢が大きく疑われるような現象は好ましくな

いでの、関係閣僚におかれましてもそれぞれの事

務当局を督励していただきたいということで発言

をいたしました。

ただ、いすれ



確かに、交付税そのものは財政調整制度の機能を果たすための非常に大事な役割であるわけです。が、ほとんどの団体が財政調整を受けながら運営をしておると、その現在の地方制度というのが、先ほど言いましたように憲法八章で言う地方制度の保障から見た場合に、不交付団体が全自治体数の少なくとも一割から三割くらいはあつてかかるべきじやないか、そのくらいの税財源を地方はやっぱり持つべきじやないか、そういうことが本当に憲法八章で言う制度保障の地方自治ではないか。

ですから、吉田委員が言われたように、主権は一分権か主権か、私は主権というふうに言つてまいりましたけれども、そういう立場からもそういう気がするわけですが、今申し上げましたような格好の中で、今の地方交付税制度について大臣としてはどういうふうなお考えがあるのか、ちょっと抽象的かもしませんけれども、あるいは自治省としてはどういうふうに考えておるのか、お聞きをしたいと思うんです。

○政府委員(二橋正弘君) 今の地方交付税の不交付団体の数が、全団体の中でも最新で申しますと百四十三団体、特に都道府県では東京都だけということになつております。少ないんではないかと

いう御指摘でございます。

過去を見ましても、近年で一番多いときで百九十四団体ということでございまして、いずれにしても二百団体を超すところまでなかなかいつておらないわけでございます。これは委員十分御案内のこととございますが、結局、地方税としてどれだけの税収が確保できるような仕組みになります。その一方で、いわゆる不交付団体の財源超過額が、それを財源のロスと言ふかどうかはともかくとして、財源超過額がそれだけふえてくるということをどう考えるかということになるわけでございます。

いろいろ極端な議論をされる方は、そのところを承知の上で、地方税を増強して交付税をもつと徹底して水平調整して、逆交付税も入れて財源調整すればそういう財源超過という問題が解消されるじやないかというふうな御議論をされる場合もございます。ただ、これは議論としてはともかく、現実にそういう逆交付税的なところまで水平調整で踏み込むことが、本当に技術的にもそれから別の意味で地方自治という観点からも許されるのかどうかというふうなことも考えなくちゃいけない問題ではないかと思います。

したがいまして、分権が今議論されておりまして、その中で国と地方の役割分担が基本的に見直しをされて、それに伴つて地方自主財源の増強といふものも図られていくという方向にだんだんなつていけば、それとの関連でもちろん交付税についての全体の見直しが必要になつてきて、それに伴つて不交付団体の数が動くということは当然あると思いますけれども、そのところは、先ほども答弁申し上げましたけれども、地方税の水準、量、それから役割の水準、量、それと今の交付税というものは表裏一体、組み合わさった話でございますので、不交付団体の数だけで今の交付税制度がどうかということはなかなか議論はしにくいなというふうに考えております。

○渡辺四郎君 それではその程度にしておきましょう。

次に、地方税法の改正問題について、若干私自身は心配があるものですから、要望しておきたいと思うんです。

は心配というよりも混乱が課税団体の中に起きてくるんじゃないかな。だから、そこを十分ひとつ自治省の方も課税団体の方に指導しなければ、納税者の中にも私は混乱が起きてくるというふうな気がするわけです。私自身の心配だけであれば幸いですけれども、これは要望しておきたいと思うんです。

それから、次の問題は、時間が余りないのであります。それで、地方消費税の創設を含めた消費税率の引き上げについて、国会の中でも、国民の方々に多大な負担をお願いするということは、これは我々自身も将来の高齢化社会の到来を控えて、活力ある日本社会を今後も維持していくためと、いま一つは、三年前、所得税を中心とした直間比率の見直しで、制度減税として三兆五千億の前倒しの減税をやつてきた。三年間分で十兆五千億ある。この穴埋め部分にも実は相対的には國の一%はあるわけですが、そういう中から見て私は、今度のアップについてはやむを得ない選択ではないかというふうに思つておるわけです。

そういうふうな観点から見ましても、国も地方も身を削つてできる限りの財源の確保に努力をしていかなきやならない。そういう一環として、例えば今年度は平年度ベースで約五百九十六億円程度の実質増が期待される五十八件の非課税特別措置の整理合理化が行われるようですね。これは昨年の百二十八件、件数は多いですが、額面としては百九十億円ですから、大変な努力をしたというふうに実は評価ができるわけです。

問題は、非課税措置というは隠れた補助金だとかいうふうから有効委員なり西川委員の方からお話をありました固定資産税の問題です。今回の固定資産税の新たな課税方式に合わせて都市計画税についても減額措置を設けるかどうかという問題に講ぜられた負担調整や軽減措置の結果、同じ土地に格差が出るんじゃないかなという心配が、これ

はないかというふうに思うわけです。そういう点から私自身は、一層の合理化を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。そして、国民の目に見えるように、納めていただく分は納めていただく、そしてその上で配るべきものは配るんだという姿勢が筋ではないかという気がするわけです。

ですから、消費税率の引き上げを控えて努力していかなきやいけないと思うわけですから、これらについて大臣の見解をお聞きしたいと思うんです。

よいよ九年度から消費税率が2%アップされます。それで、あるいは地方消費税が施行されることになります。それでは、地方消費税の創設を含めた税制の引き上げについて、国会の中でも、国と業種によってあるいはその事柄によつて違うんだと思うでございます。そういう面で、例えば今回なされたような一定の目的を持って非課税措置を設けて、設けること自身は文字どおり政治の問題として私はそれ自体間違つていいと思いますが、それはある面では、限定してこの期間だけですよというところに意味があるわけでございます。

○國務大臣(白川勝彦君) 基本的には先生のおっしゃつたとおりだと思います。

各種の政策説明としては、まず第一に、交付金を直接その目的のために使うということがあります。次に、税制、金融等、どちらが高いかはきっと業種によってあるいはその事柄によつて違うんだと思うでございます。そういう面で、例えば今回なされたような一定の目的を持つて非課税措置を設けて、設けること自身は文字どおり政治の問題として私はそれ自体間違つていいと思いますが、それはある面では、限定してこの期間だけですよというところに意味があるわけでございます。

そういうものを一たんつくりますと、従来それが引き続き延長延長というケースがあつて、そうなるとそれが固定化してしまつて逆にもう政策説明の整理合理化が行われるようですね。これは導目的も達せられないということになりますので、今おっしゃつたとおり、創設することは創設することとして吟味してしなきやいかぬと思いまが付して、そして目的を達したらそれは整理合理化していくということは絶えずしていかないと生きがおつしやつたとおりのいろんな問題が出てく

○渡辺四郎君 ゼヒヒトツ今後も、大臣が今おつしやつたような立場で、見直しも含めてやつていただきたい。

あと何点か質問のお願いをしておりましたけれ

ども、時間が余りないようですから……。  
労働省、見ておるでしよう。きょうは、特に  
私は福岡出身であるものですから、三井三池の炭  
鉱閉山問題について、これは大臣にもぜひお願ひ  
をしたいという問題であるわけです。

御承知のように三井炭鉱というのは国内最大の稼働炭鉱として百有余年、我が国の戦前、戦中、戦後を含めて産業経済の発展にもう大変な寄与をしてまいりましたけれども、一九五〇年代の後半から国のエネルギー政策によって石炭政策は変わつてしまひました。今日まで国家的な援助のもとに操業を続けてまいりましたけれども、御承知のとおり二月十七日に三井の会社側の方から、労使間協議の中で三月三十日をもつて完全閉山をするという通告がありました。

りますか、「特定雇用地域」指定か」ということで「荒尾など三市六町」という見出しの発表がありましたが、これについて労働省として、その後の経過とそれから現状、これは指定をされるかどうかといったお話を伺いたいと思います。

犠牲者が出たわけですね。そういう人たちのその時十七歳から十八歳ぐらいの子供さんたちを三池の方が、大黒柱が亡くなつたのですから生計を維持するという立場でその子供さんたちを採用しておる事。ところが、そういう人たちは今

彼が大きな関心を持っていると思いますので、私が言うまでもなくいろいろ考へておられると思いますが、先生が今おっしゃつたようなことはぜひ私が今まで伝えたいと思います。

地元から私の方に、ぜひひとつ指定をしていただかくようお願いをしてくればいいかというのを、これは各党対策委員会つくっていただいているから、福岡だけでなく各党にも来ておると思う

五十歳前後なんですね。あと五、六年はどうしてもやっぱり働かなければという大変強い要望が実はあるわけです。

先ほどお話をしました新幹線問題と関連をするわけですが、博多一鹿児島ルートも今熊本の方面では既に着工に入つておるわけです。実は福岡県

員を擁すると、今そういう仕組みではないのではなく、そのかなという感じがいたします。多分外注化をしておりまして、実際工事するのはどこどこの建設会社というところに発注するんではないかと思いますが、そんなようなことを含めてやつてまいりたいと思います。

○説明員（金子順一君）　お答え申し上げます。  
三井三池炭鉱が閉山に至りました場合、御指  
し下さい。されども、ぜひ今の状況についてお聞  
きしたいと思うんです。

のよつに地域の雇用状況に大変深刻な影響が出るといふことで、私どもも大変懸念をしているものでございます。また、これを受けまして、今御指摘もございましたが、地元からも特定雇用機会増大促進地域に指定をしてほしいという強い要望をいただいているところでございます。

今後、関山による地域の雇用状況への影響をさきわめると、いう必要はもちろござりますが、過日、労働大臣から私ども事務方に対しまして、地元からの御要望にできる限りこたえられるよう、特定雇用機会増大促進地域への指定を行ふべく今検討を行つてゐるところでござります。

指定をしてもらいたい、これは大臣の方からもひとつお願いをしていただきたいと思うんです。

そこで、労働省もせつからくお見えでありますから、総理も力を入れて再雇用問題に努力をしていくべきである、これが労働省の立場であつて、さうして

たなにしておる。これも少額省もよくねが、ておる。と思うんです。今度の失業者の中には、一九六三年の三池の炭じん大爆発で四百五十八名ですか亡

くなりましたし、それから八百四十二名のCO中毒患者が出たわけです。その後も、四年後ですか、六七手の八月二日自然老ヒトコト二名が亡

か八十年の九月は自然癡少によつてまたが七名が死んで、四百四十四名の二はつて最堅れで

障することを目的とするものでございまして、国税五税の一一定割合とされております。それから、これは国から地方団体に交付をいたしますが、これに条件を付したり使途を制限してはならないという性格のものでございます。すなわち、地方交付税は国、地方間の役割分担、経費の負担区分に対応して、本来、地方団体の財源とすべき税收入の一部を国税として国が地方団体にかわって徴収しているもの、そういう意味で地方の固有の財源であるという基本的な性格のものと認識いたしております。

普通交付税の額の算定方法でございますが、基本は、各団体ごとに標準的な財政需要として算定される基準財政需要額が、標準的な財政収入として算定される基準財政収入額を超える額が普通交付税の額といふふうに算定されることになっております。

○朝日俊弘君 今御説明いただきました中で、基準財政需要額という概念が一つの重要なポイントになると思うんですが、正直なところわかりにくい概念でありますので、この基準財政需要額とはどういう考え方に基づいて実際どうやってはじめて算定をしているのか、ここがあたりを少し丁寧に説明いただきたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うために必要な財政需要を測定するため、一定の算式で算定をいたします標準的な歳出に係る一般財源の所要額というものでございます。具体的には、毎年度の基準財政需要額につきましては、法令あるいは国の基準により示されました行政水準、それから国庫補助負担金に伴う地方負担額、地方財政計画に示された単独事業の水準等を考慮して算定いたしているところでございます。

具体的の算定に当たりましては、地方団体の財政需要に応じて幾つかの行政項目、教育、土木、警察といったような行政項目に区分をいたしまして、それぞれの行政項目について財政需要の多い少ないを最もよく反映する指標として測定単位と

生の数といったような測定単位でありますけれども、そういう測定単位をとらえて、その測定単位に測定単位当たりの費用、これは単位費用といふうに申しておりますが、その単位費用を乗じまして、それをさらに各地方団体が置かれている自然的、社会的な条件からくる財政需要の多い少ないを反映させるための補正、例えて言ひますと、寒冷地でありますとか積雪の場合には経費が割高になるということで寒冷地補正をするとか、あるいは人口の規模の大小に応じてスケールメリットが働く方向、それから逆に人口が少ないために経費が割高になる傾向、そういうものを反映させる段階補正といったような補正を加えることによりまして、各行政項目ごとに測定単位に単位費用を掛けて補正係数を掛けたという形で基準財政需要額を計算しておるわけでございます。

○朝日俊弘君 考え方としてはなるほどわかつたような気もするんですが、さてそれが実際どういうふうになつていくのかという点について、もう少し細かい話になるかもしませんが、具体的にお尋ねしたいと思います。

まず最初に、気になる点がありますので確認をさせてください。

既に配付されて皆さんのお手元にもあると思いますが、「各行政項目別単位費用算定基礎」という資料があります。この一番最後を見ますと、今お話をあつたように、それぞれの行政経費別に単位費用をどのように算定しているのかという一覧表がありまして、その対前年度比が載っております。ざっと見てあれと思ったのは、真ん中からちょっと下あたりに高齢者保健福祉費、これは三年ほど前に新しく項目として立てられたと思いますが、この高齢者保健福祉費のところが随分と単位費用に三角がついていて落ちているんですね。私から申し上げるまでもなく、現時点では既に新ゴーレッドプランの推進中でありますし、それに基づいて各自治体でも高齢者の保健福祉施策を着実に推進するという段階にあると思います。それ

○政府委員(二橋正弘君) 単位費用の改定、毎年お願いをして交付税法の御審議をいただいておるわけでございますが、その中で、委員が今お挙げになりました高齢者人口、これに掛けます単位費用がマイナスになつておりますて、確かに奇異な感じがされると思います。

これは平成七年度の国勢調査の結果、測定単位でござります高齢者の人口が全国で大幅に増加することになりました。(二二・六%増)ということですございます。国勢調査は五年に一遍ございますので、その国勢調査の七年度調査の結果を受けて、平成九年度で単位費用の計算をいたしますもの標準団体、標準団体というものは県、市町村にそれぞれ一つずつ標準団体といつのがあるわけでございますが、その標準団体の高齢者人口を新しい国勢調査の数字に置きかえる必要が出てくるわけでございます。その置きかえをいたしました数字で申しますと、都道府県の標準団体、人口おおむね百七十万ぐらいの団体でありますけれども、これらの高齢者人口が二十五万人から三十万人に急にふえる。市町村分につきましては、これは人口十万八千人ふえるということになりました。

この高齢者対策の一般財源は、地財計画で補助事業、単独事業を通じて一般財源はどのくらい必要かというふうなものを見込みますので、その一般財源としては全体としてこの項目は増加をいたしましたので、その大幅な高齢者人口が増加いたしました結果、単位費用を計算するときには五年に一度たまたま変わる時期に平成九年度がぶつかりましたので、その大幅な高齢者人口が増加いたしまして、その所要の一般財源の額を高齢者の人口で割り返しますので、割り返した単位費用がたまたま八年にもかかわらず、この高齢者保健福祉費といふと单位費用ががくんと落ち込むのは何でなか理解できません。ちょっと御説明いただきます。

度に比べて少なくなつてしまつたというのが実情でございます。

毎年ある現象ではないのですが、五年に一度の国勢調査というのがたまたまこの七年度の結果が出て九年度から反映するということになります。したのですから、こういう現象が単位費用の面では生じておるということでござります。この単位費用に測定単位を乗じて計算をいたします。各地方団体の高齢者関係の基準財政需要是もちろん増加をいたしておるわけでございまして、そういううたまた五年に一度の現象がここにあらわれてみると、その結果がこういう姿になつておるわけでございます。

○朝日俊弘君　今のお説明を聞いて、それはそれでトータルとしてはちゃんと伸びてますという話なんですが、ちょっとこれは通告に入つていなかつたんですけど、これは何で五年に一度しかやらないんですか。人口推計というのはある程度できるはずですし、それから各市町村は老人保健福祉計画をつくって何年までにどれぐらいというような数字をつかんでいるわけですから、一年一年やつたらいんじやないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(二橋正弘君)　ごもつともな御指摘だと思います。

ただ、交付税の測定単位に使います数字というのは、できるだけ法令あるいは公信力のある調査に根拠のある数字がある場合にはなるべくそういう数字を使いたいということで、法律の上でも交付税法で高齢者人口の定義をそれを規定しておるわけでございます。そのときに、公信力があると全部調査等があるものについてはその調査結果を使っていくことにいたしておるものですから、例えば住民基本台帳とか何かで毎年人口そのものはもちろんございますけれども、交付税の算定の測定単位にするためには、できるだけいわば公信性が高いといいますか、そういう調査数字をもとにしたいということから、今のように国勢調査の人口を使つて、高齢者人口を使つて



○政府委員(二橋正弘君) 確かに今の施策の体系でいきますと、障害者プランの施策のうち、精神障害者に係るものにつきましては施設運営費等の経常経費、これは都道府県にだけ地方負担が生ずるというふうな形になつております。したがいまして、先ほど申しましたような形で都道府県の衛生費に単位費用によりまして措置いたしております。一方で授産施設でございますとか援護寮等の施設整備に係ります投資的経費、これにつきましては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の規定に基づきまして、都道府県、市町村がともに施設を設置することができることになりましたおりまして、地方負担は両方に生ずる、県にも市町村にも生ずるということになりますので、地方債を充当した残り分の所要一般財源につきましては、道府県分もそれから市町村分もいずれもそれぞれ社会福祉費の中で県分にも市町村分にも措置いたしておるということでございまして、施設運営費等の経常経費についても県にしか生じない形になつておりますので、県分にだけ措置しているわけでございます。

たゞ、念のために、この設置者が障害者施設の運営で市町村である場合もあり得るわけでありまますけれども、この場合には、社会福祉法人立て行つておる場合と同様にこの運営費の補助対象経費につきましては、これが二分の一助成をすることになつております。したがって、この経常経費については、市町村の地方負担といふのが生じない仕組みになつております。したがいまして、この経常経費については市町村分は交付税で算定する必要は生じないということでござります。

○朝日俊弘君 今御説明があつた中で、確かに現行制度上そういう仕組みになつておるということは承知した上で、自治省としての考え方あるいは実態については今お答えいただいたわけですが、厚生省の方にこういう現状をどのように受けとめ

ておられるのか、今後制度上の対応も含めて検討すべき課題があるのではないかという点についてお尋ねしたいと思います。

精神保健にかかる業務は専ら都道府県の責任というふうにされてきていたわけですが、私の理解では、地域保健法が制定されあるいは精神保健福祉法が制定されることによって、精神障害者の社会復帰等に関しては市町村の果たすべき役割についても法的にそれなりに位置づけられたものというふうに理解をしております。

もちろん、だからといって一気に小規模な町村にまで全部やりなさいというわけにはいかない現実はあると思います。例えば一定規模、ちょうど人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいというふうに思つておるわけです。

そういう意味で、今後の検討の必要性を含めてお考えをお尋ねしたいと思います。

○説明員(田中慶司君) 御説明申し上げます。

精神障害者の保健福祉施策につきましては、平成七年の精神保健法の改正によりまして、精神障害者についての正しい知識の普及、それから精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導についての市町村の役割というのを明示いたしました。

そこで市町村における精神保健福祉業務の充実を図るということを定めたところでございます。

精神障害者の保健福祉施策につきましては、今までのところでは、都道府県の施策の充実とともに身近な施策に關します市町村の積極的な取り組みが重要であるというふうに考えております。具体的には市町村が障害者計画を策定するというふうになつております。まずけれども、その中で精神保健福祉施策の充実について御配慮いただけるように御期待をしてい

おられるのか、今後制度上の対応も含めて検討すべき課題があるのではないかという点についてお尋ねしたいと思います。

○朝日俊弘君 今お話をあつた市町村の障害者計画、これはちょっとときよう数字を持っていますけれども、実際に障害者計画をつくっているところというのは極めて少ないんですね。しかも、その障害者計画の中で身体障害者、知的障害者についての記述はあるけれども、精神障害者についての記述が全くないという計画もあるわけです。これは答弁要りませんから、要望として受けとめてください。

したがつて、市町村でそういう計画をつくっていただくように御期待申し上げるということなんですかとも、御期待申し上げるというレベルで人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいといふふうに思つておるわけです。

したがつて、市町村でそういう計画をつくっていただくように御期待申し上げるということなんですかとも、御期待申し上げるというレベルで人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいといふふうに思つておるわけです。

したがつて、市町村でそういう計画をつくっていただくように御期待申し上げるということなんですかとも、御期待申し上げるというレベルで人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいといふふうに思つておるわけです。

したがつて、市町村でそういう計画をつくっていただくように御期待申し上げるということなんですかとも、御期待申し上げるというレベルで人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいといふふうに思つておるわけです。

したがつて、市町村でそういう計画をつくっていただくように御期待申し上げるということなんですかとも、御期待申し上げるというレベルで人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいといふふうに思つておるわけです。

したがつて、市町村でそういう計画をつくっていただくように御期待申し上げるということなんですかとも、御期待申し上げるというレベルで人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいといふふうに思つておるわけです。

したがつて、市町村でそういう計画をつくっていただくように御期待申し上げるということなんですかとも、御期待申し上げるというレベルで人口十万人という市町村の場合ですが、こういう規模の市ではもつと積極的に精神障害者の社会復帰等について当然役割を担つていただきたいといふふうに思つておるわけです。

○政府委員(二橋正弘君) 基準財政需要額の算定に当たりましては、毎年度国庫補助負担金を伴うような事業の地方負担、あるいは法令等に基づいて地方団体が一定のレベルで仕事を行わなくてはいけないということが義務づけられているというふうな行政分野、それから委員が今おっしゃいましたようなものについての地方負担、これはもちろん交付税の算定で織り込んでいく必要は当然あるわけでございます。

そのほかに、各地方団体が地域の実情に応じてさまざまな施策を展開できますように、これは地方財政計画では量的には単独事業として一般行政経費の単独分あるいは投資的経費の単独分という形で事業量あるいは財源が確保されるわけでございません。そのためには、その単独事業の水準を考慮して財源を交付税に織り込んで算定をしていくということかと思います。

したがつて、それぞれの自治体におきまして、そういうものをもとにしてその単独事業の水準を考慮して財源を交付税に織り込んで算定をしていくことかと思います。

したがつて、それぞれの自治体におきまして、そういうものをもとにしてその単独事業の水準を考慮して財源を交付税に織り込んで算定をしていくことかと思います。

したがつて、それぞれの自治体におきまして、そういうものをもとにしてその単独事業の水準を考慮して財源を交付税に織り込んで算定をしていくことかと思います。

して織り込んでいけるものがでてくると思います。

そういう中で、各地方団体からは、これは毎年度それぞれのところからどういう算定方法の改正が必要であるかということについてのいろいろな意見を聞かせていただいておりまして、毎年たくさんの方々の意見が、自分のところの事情に応じたこういうふうな算定をしてほしいというような意見が出てまいります。そういうものをいろいろお聞きしながら、それから私どもまた交付税で算定したものと実際の決算の仕方がどうなつておるのか

というふうなことも時に照らし合わせながら、常にその時々の財政需要を的確にとらえるような形で基準財政需要額の算定を行つておるところでござります。今後とも、そういうことで各地方団体の実情に応じた算定ができるよう努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○朝日俊弘君 時間がなくなつてしまひましたので、最後に大臣にお伺いしたいと思います。

今、少し細部にわたりて基準財政需要額の算定の仕方について幾つかお尋ねをいたしました。

しかし率直に言つて、いかに詳細に単位費用を算定し、それに測定単位を掛け合わせ、さらに補正係数を掛けて基準財政需要額を算出するとはい

え、しかもそれが細部にわたつてさまざまな項目について挙げられているわけですけれども、しかし三千三百の自治体の皆さんに十分に説得力のある数値をはじき出すことというのは至難のわざといふふうに考えざるを得ません。

ただ、じやそれにかわる方法があるのかといふことになると、今私自身明確な答えを持つていないますが、先ほどお話をありますように、分権推進委員会の方でも国の補助金のあり方や自主財源の確保の問題等々検討が進められてると思いまして、その検討の結果によつては当然地方交付税のあり方や普通交付税の額の算定のあり方、そして今問題にいたしました基準財政需要額に関する仕組み等についても、相當思い切つた見直し

が必要になるのではないかというふうに思います。

この点に関して、地方分権の積極的な推進といふ観点からどのように検討されていくかとされることはあります。

○國務大臣(白川勝彦君) 私も就任以来、この地方交付税、一般の方々はどうも幾らもうかわからない、何がどう計算されて、したがつて幾らこななるのかわからぬということで、随分事務局と議論いたしました。

そういたしましたら、よくても悪くとも普通交付税については勉強させてもらえば、各地方公共団体とも私のところには幾ら来るんだというのを計算すればすぐ出てくるぐらい実に明快に分かれているんです。それから、特別地方交付税といえども、俗につかみ金みたいなことを言われていますが、これもそうではなくて、実に精緻に一つ一つ決められていて、よく勉強してもらえば大体幾らもらえるかというのは計算できるはずですというのが事務当局の説明でございました。そのぐらい、これは国会の審議をいただいて、基準に基づいて交付をさせていただいているんですけどね、これが国会の審議をいただいて、基準

私はこれは大事なことだと思っております。さつき言つたとおり、国と地方との間の区分がなされております。そして、地方の独自の財源だというけれども、これを自治省が恣意的に配ることはできない、国会の議を経てきちんととした基準ではありますので、委員の御指摘になつた点につきましては十分念頭に置いてこれから鋭意研究をしてまいりたい、こう思つております。

○有働正治君 私は、きょうは新ゴールドプランの達成と、そのいわば中間点に立つての現場の要望等についてまず質問いたしたいと思います。

自治大臣にまずお尋ねいたします。

各地方自治体とも新ゴールドプランの達成に向けて必死で取り組んでおられるわけあります。平成十一年度末、つまり今世紀末までに目標達成の法律に基づいてお配りをすると、これは大事だとおもふが、なかなか思うとおりでは今までのようないいふうに考へざるを得ません。

ただ、じやそれにかわる方法があるのかといふことになると、今私自身明確な答えを持つていな

いのですが、先ほどお話をありますように、分権推進委員会の方でも国の補助金のあり方や自主財源の確保の問題等々検討が進められてると思いまして、その検討の結果によつては当然地方交付税のあり方や普通交付税の額の算定のあり方、そして今問題にいたしました基準財政需要額に関する仕組み等についても、相當思い切つた見直し

今まで細かく決められたと思うわけございませんが、これからは若干個性があつてもいいんじやないかということであるならば、もう少し大きなくくりというものがあつてもいいんじやないだろうかと思つておりますし、事務当局もそのことに関してはあえて否定はしておりませんでした。

そして、特に国と地方の仕事の見直しが根本的になされるわけでございます。そういうときでございますので、今後の基準といふようなものについては今までとは違つた、そしてそれぞれの地方の個性が反映されるような基準づくりというよう

なことについては当然地方分権推進委員会からも一定の方針が出されます。それがあるいはなかなかが自治省としてはこれまで真剣に研究をさせていただいて、そして明確に書いてあるというでございますが、私ども税法等を見ますとわけがわからなくて、専門家以外わからぬわけでございますので、明確に書いてあっても、わからずも明確に書いてあるということも大事でございますので、委員の御指摘になつた点につきましては十分念頭に置いてこれから鋭意研究をしてまいりたい、こう思つております。

○有働正治君 本当に車の両輪で自治体も努力をいたしておりますし、同時に本當の意味でのかゆいところに手が届くような福祉行政といふものは、最後は厚生省からも御努力はいただかなきやなりませんが、地方自治体の大きな責任であると思いますし、また住民はそこに期待をいたしているわけでございます。

そういう面では、現在の福祉諸施策は厚生省として大切な時代になつておりますし、同時に本當の意味でのかゆいところに手が届くような福祉行政といふものは、最後は厚生省からも御努力はいただかなきやなりませんが、地方自治体の大きな責任であると思いますし、また住民はそこに期待をいたしているわけでございます。

本的にどう対応されていくお考えでおられるのか、まず大臣の方から少しお述べいただければと思います。

○國務大臣(白川勝彦君) 福祉といふものが極めて大切な時代になつておりますし、同時に本當の意味でのかゆいところに手が届くような福祉行政といふものは、最後は厚生省からも御努力はいただかなきやなりませんが、地方自治体の大きな責任であると思いますし、また住民はそこに期待をいたしているわけでございます。

○有働正治君 しかしながら、同時にいろいろな要望があるわけで、これでよしといふ立場でないことは明確でしようね、大臣。

○國務大臣(白川勝彦君) 理想は理想としているいろいろありますが、現実には限られた財源の中ではあります。しかし一方では、各委員が指摘されるように、地方の財政も危機的状況にある、こういう事態であることは厳然たる事実でございますので、こういうふうに決定をさせていただいたということでございます。

○有働正治君 私は削るべきところはいろいろ手

全、生活を守る地方自治体の本来の仕事を自治体がやれるよう、もつとやるべきだという立場から、具体的に現場の声をまずお聞きいただきたいと思うのであります。

私も幾つかの地方自治体の新ゴーリードプランに対する取り組みの状況あるいは介護問題等についてささやかながら調査をやらせていただきました。いろいろ懇談もさせていただきました。切実な要望が出されるわけであります。

そこで、まず在宅介護とのかわりで、二十四時間対応のホームヘルプ事業をめぐつてお尋ねします。以下、厚生省の対応も聞きながら、自治省の対応もお尋ねしていきたいと思うのであります。

二十四時間ホームヘルプ事業、現在、自治体は全国で幾つ指定対象になつて実行し、また補助基準はどういう状況になつていてるのか、まずお示しいただきたいと思います。

○説明員(青柳親房君) 二十四時間対応のホームヘルパー事業のお尋ねでございますが、この事業は、御承知のように、在宅の常時介護をする方々に対しまして、通常のホームヘルパー事業に加えまして、深夜や早朝におむつがえあるいは排せつ介助といったようなサービスの内容に限定をいたしまして、かつ複数の家庭に巡回ができるようない形態の事業でございます。

これに対しましては、一定の加算という形でその補助対象に加算を行うことにしておりまして、その対象は六十五自治体七十五事業でございまます。また、その際の加算の対象となる指定の要件につきましては三つの要件がございます。

第一の要件は、サービスを提供する側が訪問計画をつくり、あるいは深夜に対応するという勤務体制が組める、そういう整備が図られていることが一点。

第二の要件といいたしましては、これは当面いわば試行的に実施をさせていただいております事業でございまして、その評価を行つたためにもある程度の事業規模を必要とするものであること。

それから第三点が、その市町村におきます在宅福祉サービスとの連携ということをお願いするところはもとより、老人訪問看護ステーションでござりますとか、そういったいわゆる在宅保健医療サービスの実施機関との連携が図られるものであることなどということをお願いしているわけでござい

ます。

○有働正治君 何人以上が対象に、実施主体別に言うと対象者は何人か。

○説明員(青柳親房君) そもそも二十四時間の体制で……

○有働正治君 結論だけでいいですよ。そういうのはわかっているわけですから、わかつてたる説明は要らない。

○説明員(青柳親房君) 加算の対象になる人数ということでございますと、これは当分の間、いわゆるモデル事業として実施しているという観点から、二十人以上をおおむねの単位として行っていただきたいたいと思います。

○有働正治君 質問に対して要領よくお答えいただければ助かるわけであります。

大臣、私は、比例区ということで新潟県下にも調査に行かせていただきました。長岡市に一度お邪魔させていただきましたが、二十四時間対応の

ヘルパー事業をやつておられます。夜間の訪問看護に私も実際同行して実情もじかに見させていたいたときの感想などはいかがでございましょうか。

○國務大臣(白川勝彦君) 私は残念ながらそういう体験はございません。また、福祉関係の方に今まで回されたことがありますので、ちょっとこの辺のことは不案内でございますので、お許しをいただきたいと思います。

第一の要件は、サービスを提供する側が訪問計画をつくり、あるいは深夜に対応するという勤務体制が組める、そういう整備が図られていることが一点。

第二の要件といいたしましては、これは当面いわば試行的に実施をさせていただいております事業でございまして、その評価を行つたためにもある程度の事業規模を必要とするものであること。

たけれども、本当に命綱として喜ばれていると、そういう感じでした。

例えばひとり身であるということでお年寄り、これは女性の方であります。その一つが福社サーシビスとの連携ということをお願いするところがあると思うのであります。その一つが、ひとり身であるということで、車の音が本当に待ち遠しいと、それほど待ちわびておられました。そして、先ほど厚生省の方からお話をございました。そして、車が去ると本当に寂しい顔をしておられたのが印象的でした。

岩手の方では、御夫婦お二人でお暮らしで非常に高齢であるということで、御主人がやや寝たきりの状況で、奥さんも高齢だということで、どう

しても自分では手に負えないということで、こういうヘルパーの皆さんのお手伝いをいたいでいるところ、それを若い娘さんらにやつていただくということで、これも命綱としての感謝を含めてこもごも語っておられました。御主人の方は、奥さんの言葉で言わせれば、若い娘さんが来るのでそのときは私の亭主の機嫌がいいとか冗談におっしゃつておられましたけれども、本当にそういう生きがい、その他の問題を含めまして大きな頼りにされて命綱にされられておられるというのを実感いたしました。そういうお仕事についておられる方々、また自治体として必死に対応されている、そういうものに私も胸を打たれて、この対応が全国的に非常に待ち望まれているということを実感したわけ

あります。

そこで、長岡市にお邪魔させていただいた場合、これは先ほど厚生省から御答弁ございましたけれども、対象者がいわばモデル事業ということで一定の人数が必要だと思ひます。今二十人といふのが一つの基準であります。しかし、長岡市の場合には十一人ほどであります。したがつて対象にならないと。しかし、市民、住民の方々、しかかも深夜介護を受けたいという御希望の方もおありだ等々もあります。市が単独の事業でおやりになつてはいる。そういう自治体、小さい二十人に

満たない、しかし今の時代にこなえないといふことで必死で自治体として懸命の努力をなされています。そのところがあると思うのであります。その一つが長岡だったと。

それで、市の当事者にお尋ねしますと、これは九五年十月から始められたわけでありますけれども、その半年間、自治体の単独持ち出しで六百十五万円でしたということです。厚生省としても全国的に推進する立場からこういうモデル事業としておりになりました。それが先ほど言われたように七十五事業にふえているという状況がありますけれども、全国三千自治体の中でできるだけやりたいという強い要望が出て、高齢化社会の中でそれが求められていると。

そういう点からいいますと、モデル事業、もうかなり経験も積んできて、各自治体本当に意欲を持っています。だから、これの基準を下げていただくなり、それからモデル事業でなくて普遍的な事業の方向で前向きに対応していただきたいというのが長岡市当局を初め私がお邪魔した自治体からの強い要望で、これからやりたいというところも、人数さえそろえばやれるけれどもと必死の訴えであつたわけであります。

こういう自治体側の要望、大臣、いかがでございましょうか。

○政府委員(二橋正弘君) ホームヘルパー関係の仕事も典型的なゴーリードプランの仕事でございますが、このゴーリードプランができますときに、委員が今御指摘ございましたようなことも当然予想される事態だろうと私ども考えまして、これは三大臣、大蔵、厚生、自治大臣でつくったわけですが、このゴーリードプランができますときに、委員が今御指摘ございましたようなことも恐らくなかなか難しい事態になるだろうから、地方団体が地域の実情に応じて単独事業を行つうということについての財源の確保を図るということも、このゴーリードプランの中にわざわざ一項目書き入れた方がいいんじゃないかということで書き入れてもらつております。

そういうことを受けまして、先ほど大臣が申しましたような単独の一般行政経費の中の社会福祉系統というのも、今年度で申しますと三・一%増、約三兆七千億を措置しておるということをごいまで、それを具体的に交付税の算定に单独策として織り込んでおるわけでございます。今補助基準云々のものは私どもからとやかく申し上げる立場ではございませんが、単独のことで申しますと三兆七千億ぐらいの福祉系統の経費、高齢者福祉の関係で申しますと、市町村の標準団体で九年度は一億四千九百万円、約一億五千万の標準団体ベースの金額を織り込んでおりまして、そういう包括的に織り込んだ社会福祉系統の単独経費の中で今言つたようなことについていろいろ御工夫がいたがるんではないかというふうに考えております。

○有働正治君 私は経過をるる聞こうとは思っていないんですよ。こういう問題について自治体側から強い希望があることについて、自治省としてどう受けとめているのかと。それについて、そういうこともちゃんと掌握しているのか、あるいはそういうものについて今後厚生省ともいろいろ相談していく立場にいるのかどうか、何にも私に対する答えがないじゃないですか。大臣、そんな事務当局なんてダメですよ。

○国務大臣(白川勝彦君) さつき申し上げた通り、私は、当時は社労と言いましたが、社労とかに希望があったので一年間ぐらいために委員にさせていただけましたが、党の方からまた別のところに行けというので、ついぞ勉強する機会がありませんでした。そして、二年ぐらい前だったでしょうか、ヨーロッパでは夜もヘルパーが回ってくるというのをテレビで見て、すごいことをやっているなと思ってびっくりしたぐらいでございます。それを日本で、たとえモデル的であれ立派にやつておるというようなことは最近になつて知ったことがあります。

ただし一方では、私ども国會議員になつてからいつも教わったことはあるいは勉強させていただ

いたことは、今はどうなっているかわかりませんが、スウェーデン等の北欧諸国では国民負担率が六九%から七〇%というのも当時私たち一緒に勉強したことあります。しかし、国民負担率が七割とかというのは我々が言う自由主義社会と言えるんだろうかと。それは選択でありますから、スウェーデン等の北欧諸国をどうこう言うつもりはありませんけれども、しかし七割以上を自由に使えないというのは、一方では私はまた問題だと思います。

ですから、その国民負担率といつよくなことを関係なくいろいろ議論すれば、何でもなぜやらないのかと言いますが、そういうことをやれば、結果としては国民負担率が日本も財政赤字を含めますと今大変高くなってきておりますが、私はそれらの問題も一方では考えていかなきやならない問題なんだと思います。

○有働正治君 だからこそ、国家予算にしても地方財政の予算にしても、省くべき公共事業のむだな他のもメスを入れるということを私どもは言っているわけで、どうも大臣、防波堤的な立場で自治体の要望を受けとめてどう対応するかという姿勢がなかなか私には受け取れないわけで、そこをよくお考えいただきたいたい。

例えば在宅介護支援センターの問題がありました。新潟市や北上市の実情等を私もお聞きしました。新潟市では、昨年度取り扱った件数が延べ六万件、センターは窓口で相談に応じるだけではなく、実際に足を運んで相談に応じているわけがあります。ここでも職員配置が現在二人体制なんですね。倍欲しいというのが本当の要望です。

そして、家庭訪問を受け付けて実際に行って、どういう家庭状況にあるか、健康状況にあるのかリアルにお聞きしながら、そしてその人に対応した介護をどうするかということに専念されているわけで、こういう職員の基準なり、また家庭訪問をするにも自動車が欲しい、これは補助がないようになりますけれども、こういった点、厚生省、ういかがでございましょうか。少し検討されておら

れるのかどうか、今後検討課題に入っているのか、現場の声もお聞きいただきたいと思うのですが、できるだけ簡潔にお願いします。

○説明員(吉柳親房君) 現在の在宅介護支援センターの職員配置について、なぜ二名ということでやつておるかということにつきましては、おおむね三つの理由があるというふうに考えております。

その一は、ただいま議員からも御紹介がございましたように、支援センターの主たる業務が相談あるいは連絡調整業務を中心とするものであることです。その二といたしまして、この事業を行なうためには特別養護老人ホームや老人保健施設あるいは病院等と併設をし、あるいは連携によって運営を行なうということでバックアップ体制がとられているということ。三点目といたしましては、その活動範囲がおおむね中学校区を対象とするような比較的近隣地域を対象としているということになります。

そういう点を踏まえますと、現在、福祉関係の職員と保健医療の関係職員二名でこの事業を運営するということが標準的には十分に可能であろうと、いうふうに考えております。

なお、もう一つお尋ねにございました車両の占めでございます。車両につきましては、ただいまも申し上げましたような理由と重なる点がございましょうけれども、確かに訪問活動というのは大変重要であるという御指摘はそのとおりと存じますが、その活動領域はおおむね中学校区程度という想定でございますので、通常の場合には移動用の車両が必要になるというふうには考えておりませんが、ただ、過疎地等において実情に応じた施策の展開を考えるという観点から、地域福祉基金等を活用するということは各地域において御検討されるべきものかというふうに考えております。

○有働正治君 現場の声を厚生省はつかんでおられない、机上の答弁でしかないと言わざるを得ません。

あなたは現場に行って訪問ヘルプ事業その他

○説明員(青柳親房君) 突然のお尋ねでございま  
すが、まず私個人の体験ということで申し上げれ  
ば、厚生省では役所に入省した一年目に、おおむ  
ね週間程度でございますが、特別養護老人ホー  
ム等の社会福祉施設に、これは施設の職員と一緒に  
になって、お年寄りのおむつがえや食事の介助あ  
るいはおふろの世話といったものを全く同じメ  
ニューでこなさせていただいておりますので、そ  
の経験というものを踏まえておるつもりでござい  
ます。

また、在宅介護支援センターにつきましては、  
私がかつて課長をいたしました三重県において在  
宅介護支援センターの協議会ができるということ  
で、この協議会の設立の際に協議会の核になる  
方々と一緒に御懇談をし、現時点での問題とい  
うものについても十分に聞かせていただきたつ  
でございます。

○有働正治君 その後何十年たっているか、何年  
かたつてているわけですから、事態の状況の変化、  
現在の深刻さというものを篤とお聞きいただきた  
いということだけ明確に述べておきます。

次に、重度化、高度化の問題、職員配置基準の  
問題であります。施設サービスにかかりまして、  
特養ホームの入所者の場合、非常に高齢化、  
重度化、そして痴呆化という状況があるわけであ  
りますが、簡潔にどういう状況になつてあるかお  
示しいただきたい。

○説明員(青柳親房君) 平成七年の社会福祉施設  
等調査報告という統計情報部でつくっております  
調査報告によりますと、特別養護老人ホームに入  
所しておられる方のうち、年齢構成として八十年  
以上の方の割合が現在六四・七%となつております  
して、前回の平成三年の調査に比べて五・一ポイ  
ントこの比率が上昇しております。

また、日常生活の自立度、俗に言えば寝たきり  
度ということになるわけでございますが、この点

につきましては寝たきりの方が五五・七%、あるいは痴呆という点についての調査で見れば、痴呆という状態にあるという方が七七・四%になつているものと承知しております。

○有働正治君 本当に高度化、高齢化、それから重度化、痴呆化というのは、特に痴呆の場合に進行が速いのではないかと思うわけであります。

私、長岡市の定数百の特別養護老人ホームにもお邪魔いたしましたが、一九八二年、開設当時の入所者の平均年齢は七十六歳だった、それが現在八十二歳だというふうにおっしゃっていました。

開設当時おむづが必要だった方は三十九人でした

が、現在は七十人です。自立歩行できていたのが現在はほとんど車いす、こういう状況だと。ほかのところも大体似たような傾向がございました。

この点で、職員配置基準の問題でありますけれども、国の配置基準をもう少し実態に合うように改善していただけないだろうか、こういう要望であります。定数百人であれば現在どれくらいでこの要望はいかがでございましょうか。

○説明員(青柳親房君) 定数百人の特別養護老人

ホームにつきましての基準でございますが、施設の総員は三十六名の配置ということでございま

す。そのうち、直接に処遇をする寮母さんあるいは看護婦さん、こういった方々を合わせますと、おおむね二十六名程度の方々が処遇に当たつていらっしゃることになつております。

○有働正治君 これは、それまでの定数がいつ三十六人になりましたか。

○説明員(青柳親房君) この点についても突然のお尋ねでございまして、正確にこの人数の変更とせんが、この点については予算上の制約その他を見ながら、措置費の改善という形で適宜必要な引き上げを行わせていただいております。

○有働正治君 専門職の方ですから当然それは御存じだと、しかしながらいほど昔の話なんですね。一九七八年十月にそれまでの三十五人から一人ふやして三十六人になつたんです。つまり配置

基準そのものは約二十年近く変わつていないのですよ。

二十年近く変わつていない中で現場の職員の皆さんたちはどういう状況に置かれているかというと、今述べたように常時介護しなくちゃいけないようには高齢化が進んでいる、車いすでなくてはいけない、それから痴呆化の状況等々が全国的に、地域によってはもうそれを上回る形で、先ほど答弁されたとおりの事態で進行しているわけであります。

この重度化の問題、こついうのに対する加算

その他が十分行われていない。夜間勤務した職員の方にも私はお会いしました。百人の中で七十人のおむづがえを四人でしなければいけないわけ

で、一晩仕事をした女性の方々の面相というの

は、顔だちというのでは本当にう人が変わったみた

に変わっておられるんです。それぐらい深刻な

状況が全国の自治体のそういう特養ホームの中でも

今進行している、こういう状況にあるわけで、二

十年近く変わつていないというのには、いろいろ改

善した改善したとおっしゃられるけれども、もつ

と検討に値するんではないかということでありま

す。

この辺で大臣、感想はいかがでございましょうか。

○政府委員(芳山達郎君) 特養ホームや養護老人

ホームなどの職員の配置基準でございますけれども、御案内とのおり、老人福祉法で厚生大臣が老

人保健福祉審議会の意見を聞き、その設備や内容

も、御案内のとおり、老人福祉法で厚生大臣が老

人の部分を定めるというぐあいにされており

ます。したがいまして、所管省庁であります厚生

省において入居者の実態、状態なども踏まえなが

ら、また審議会の意見も聞きながら適切に対処を

されるものと認識しております。

○有働正治君 確かに厚生省の所管です。同時に、特養ホームで仕事しているのは地方自治体の仕事なんですよ。だから、厚生省が考えられるところ

いうんじやなくて、三大臣のもとでこういう問題も計画されてきたという立場から、自治省として

対応すべきであると考えるわけであります。例えば、ことしから労働時間が週四十時間適用されるわけであります。これは大事なことだと思いますけれども、その四十時間に移ることに伴う措置がどうかといいますと、一施設当たり月に約十七万円ほどの措置にしかならないわけであります。そうしますと、職員増にはつながらないし、

その他の十分行われていない。夜間勤務した職員の方にも私はお会いしました。百人の中で七十人のおむづがえを四人でしなければいけないわけですが、それでも、口でみんなが言うのは簡単でござりますが、現実の問題としては、総事業費の七割の費用を確保してちゃんと対応できるけれども、もう少しこの点についても面倒を見ていただけないということ等も言っておられました。この問題もあるわけであります。

それから、職員の皆さん方の休暇あるいは病休、病気の場合、それから職員として研修を積むという問題についての加算もないわけですが、顔だちというのでは本当にう人が変わったみたいに変わつておられるんです。それぐらい深刻な状況が全國の自治体のそういう特養ホームの中でも

今進行している、こういう状況にあるわけで、二

十年近く変わつていないというのには、いろいろ改

善した改善したとおっしゃられるけれども、もつ

と検討に値するんではないかということでありま

す。

この辺で大臣、感想はいかがでございましょうか。

○政府委員(芳山達郎君) 特養ホームや養護老人

ホームなどの職員の配置基準でございますけれども、御案内のとおり、老人福祉法で厚生大臣が老

人保健福祉審議会の意見を聞き、その設備や内容

も、御案内のとおり、老人福祉法で厚生大臣が老

基本的には、現在七割のウエートを占めます公共投資関係それから福祉関係そして教育関係について國も見直すことになると思いますが、自治省としても地方財政としてもそこの部分を何らかの意味で見直さない限り、とてもではございませんが、歳出の増などを抑制したり減額するなんてことはできません。

そういう極めて深刻な事情、有働委員おっしゃるとおり、私どもは公共投資関係についても歳出見直すつもりでございますが、財政再建をせよ

ういう問題もあるわけであります。

それから、職員の皆さん方の休暇あるいは病

休、病気の場合、それから職員として研修を積む

という問題についての加算もないわけですが、これが代

替要員を確保してちゃんと対応できるけれども、もう少しこの点についても面倒を見ていただけ

ないだろうか、こういう要望等も出されていました。

ということであれば、そこに手をつけずして財政再建はとても、口でみんなが言うのは簡単でござりますが、現実の問題としては、総事業費の七割

を占めるそこの部分を徹底的に見直すことなしに

財政再建はできないということもまたひとつ御理解を賜りたいと思います。

○有働正治君 公共事業、本当に大きな規模プロジェクト、これが地方自治体にも大きくなっていますが、現実の問題としては、総事業費の七割

を占めるそこの部分を徹底的に見直すことなしに

財政再建はできないということもまたひとつ御理

解を賜りたいと思います。

○有働正治君 確かに厚生省の所管です。同時に、特養ホームで仕事しているのは地方自治体の仕事なんですよ。だから、厚生省が考えられるところ

いうんじやなくて、三大臣のもとでこういう問題も計画されてきたという立場から、自治省として

いろいろ関係者と今話をしているのでござります。

○有働正治君 確かに厚生省の所管です。同時に、特養ホームで仕事しているのは地方自治体の仕事なんですよ。だから、厚生省が考えられるところ

いうんじやなくて、三大臣のもとでこういう問題も計画されてきたという立場から、自治省として

いろいろ関係者と今話をしているのでござります。

○有働正治君 確かに厚生省の所管です。同時に、特養ホームで仕事しているのは地方自治体の仕事なんですよ。だから、厚生省が考えられるところ

いうんじやなくて、三大臣のもとでこういう問題も計画されてきたという立場から、自治省として

いろいろ関係者と今話をしているのでござります。

いいまして、私は現場の声、自治体の声、住民の声を述べました。そういう点で改善すべき点は改善して、これが目標どおりに達成できるよう努めるというのは老人福祉計画作成の一つのいわば約束事であるわけですから、その点できっちり見直すべきところは地方自治体も見直して住民の声にこたえていただくことが大事ではないか。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。  
　　もつとやつていただきたいという希望もあるわけ  
　　でありますから、それはそういう方向で見直す、  
　　こういう点でもぜひ対応願いたいということを述べ  
　　べて、私の質問を終わります。

私の方からは、いよいよ来月からの消費税引き上げに伴う臨時特別給付金について、また自治省の税務局が出した臨時特別給付金に関する事務の取り扱いについて、こちらの方からお尋ねをしたいと思います。

今回の給付金について、先日橋本総理の施政方針演説の中では、六十五歳以上の低所得者層など税制改革による影響が大きい方には必要な措置を講ずることとしていますと述べられたこの部分の具体策であると思つわけですけれども、その是非については消費税をどのように理解するかによつてそれをお考えがあると思います。そし

て、今回の臨時的にしかも短い期間という制約がある中で、迅速かつ確実に行うために国と自治体とではどういうふうな対応をおとりになつたのか。

そこで、厚生省にお伺いしたいんですけども、一月十七日に支給要綱が閣議決定をされから二月六日付の官報で告示されるまでのような手続が行われたのか、お伺いいたします。

○説明員(高尾佳巳君) 消費税率が地方消費税創設を含めて5%に引き上げられるということに伴いまして、これは平成元年度の消費税導入の際と同様でございますが、臨時福祉特別給付金が支給されるということになつたわけでございます。

それで、ことしの一月十七日に、補正予算が成立する後に支給をするという前提でございますが、臨時福祉特別給付金支給要綱が閣議決定されまして、同じ日に具体的な取扱要領を社会・援護司長より通知したところでございます。

都道府県、指定都市、中核市に対しましてはで  
きる限り早く周知を行うということから、一月十  
三日でございますが、臨時福祉特別給付金主管課  
長会議を開催いたしまして、事前準備等に遺憾な  
きを期するようお願いいたしましたが、ま  
た、一月二十一日に全国の厚生関係部局長会議が  
開かれたわけでございますが、ここにおきまして  
も本件につきまして支給に万全を期するようお願  
いしたところでございます。

御案内のとおり、一月三十一日に平成八年度補正予算が成立したわけでございますが、支給要綱は、二月六日に告示させていただきました。これに伴いまして、市町村におきましては広報活動を進めるにござりまする間に、お問い合わせ

進めることがでてきる所へは、それまでの間、支給見込み数が大体一千二百五十四万人ぐらいというふうに試算しているわけですが、これを大幅に上回る二千五百万枚の色刷りのパンフレットト、これを私どもの方から都道府県を通じて市町村に送付いたところでござります。

○西川理恵 昨年の予算委員会でございましたが、戦没者の妻に対する給付金の中告漏れによりまして給付が受けられなかつたというお便りをいたしましたので、取り上げさせていただいたんです。この制度の場合も戦没者の妻ということですから、年齢的には大変高齢な方々が多かつたわけです。それぞれの対象者に対しても個別に通知を

出すぐらいの配慮を何とかしていただけないかと  
いうことをお願いしたのですけれども、それは事  
務的に不可能ですと、実際には市町村広報などに  
よる告知が行われました。しかし、その広報とい  
いましても、細かい文字で隅の方に掲載されるも  
のですから、お年寄りはなかなか気づかない、よ  
ほど注意をして見てみないと見落としたりするわ  
けですけれども、結果、家族の方が問い合わせた

ときには期限が過ぎていたということです。ございま  
した。今回の場合についても対象者はお年寄りで  
すし、障害者の方々が中心ですから、私自身もそ  
うしたケースが起るのではないかという懸念を  
いたしております。

自分は毎週土曜日に福祉の相談を受けるラジオに出演させていただいておるんですけども、官報で告示された二日後、つまり一月八日に官報の内容を紹介させていただきました。こちらへ寄せていただいているんですから、いい意味で本当に皆さん方のお手伝いをさせていただけたらと思って頑張っているわけです。

これは本当に一般論としてでございますが、この官報による告示というのはどういうふうな意味

合いがあるのかということをお伺いしておきたい  
と思います。

○説明員(高尾佳日君) 一般論でございますが、  
私どもが承知していますのは、告示といいますのは、  
は、国の行政機関が特定の事項を公式に広く一般  
に知らせる行為ということで、国家行政組織法の  
十四条第一項でございますが、各大臣は「その機  
関の所掌事務について、公示を必要とする場合に  
おいては、告示を発することができる。」と定め  
ているところでございます。

お尋ねの「一月六日に行いました臨時福祉特別給付金の官報告示でございますが、これはその対象者、支給額等、一月十七日に閣議決定されました内容につきまして公式に国民に広く周知する必要があるということから行つたものでございます。

○西川潔君 その翌週ですけれども、放送局に参りまして、放送をお聞きいただいた方々からお便り

りをいただいたんです。自分も対象となるのでは  
ないかということを詳しく聞きたいということ  
で、そういう方々は役所の方へ出向いてください  
という放送をさせていただきました。ラジオの放  
送が八日の土曜日ですから、問い合わせは早くで  
も十日の月曜ということです。それで、非常に驚  
いたんですねけれども、大阪とか徳島とか兵庫、岡  
山、いろんなところからいただきました。少しだ

け読ませていただきります。  
兵庫県の高砂からいただいたのは、臨時特別給付金について早速役所へ聞きましたが、それはわからないということでおざいました。こちらは大坂の裏屋町の方ですけれども、右設所にござら同

皆さんの声を大切に、ここでまたお伺いしているのをいたしますと、寝屋川ではそんなことはいたしていないといふうに答えたれたということです。もう一つは岡山県の備前の方ですけれども、まだ国会を通つたばかりなのでただいま勉強中ですので、三月末までお待ちくださいと。申し込みが三月二十五日までですけれども、三月末まで役所は待つてくださいということです。もう一つは徳島でございますけれども、徳島市役所へ二月十二日に行つたそうでございます。ところが市役所の人は、徳島にはそんな通達はないというお便りで、これは本当に現場では大変なことです。

るわけですねけれども、これらのお便りをいたたいて驚いているわけです。我が家なんかは年寄りが三人おるんですが、若い者と一緒にですからそういうことはないと安心なんですねけれども、お年寄りの皆さん方は個々に大変だということです。

特別に都道府県で何ら行き違いがあつたとも思えないんですけど、通告はしていないんですけども、こういうお便りを今お聞きいただいて、大臣に感想だけでもお伺いできたらなと思うんです。よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(白川勝彦) これだけ高度情報化社会だとかという割には、まことにもって思うようないかないなど。

例えば、私も新潟県上越市というところの市民でございますが、市の広報「じょうえつ」というのは余り読んだことはございません。そういうことを見ますと、そこに書かれたから通知をしたんだというのは何とも心もとない限りでござります。

定できないんだと思うのでございます。ただ、そ  
の辺、市町村民税をお支払いしていらないといふこ  
とは、それこそそれぞれの市町村でわかるわけです  
から、もう少し工夫があつてかかるべきなんでは  
ないかということにつきましては率直に受けとめ  
させていただいて、もう少し工夫をすべく関係省  
庁あるいは自治省の中で検討をします。

○西川潔君 いつも細かいことばかりで申しわけ  
ないような気もいたしますけれども、御當人に  
とつては大変なことだと思いますので、またよろ  
しくお願ひしたいと思うんです。

次に、厚生省では、閣議決定があつた一月十七  
日より前の一月十三日に各都道府県の担当課長に  
対して行われた説明会では、国と都道府県ではど  
ういう説明と調整が行われたのか、お伺いした  
いと思います。

○説明員(高尾佳巳君) 先ほど御説明しましたよ  
うに、これは非常に短い期間の話でございますの  
で、できる限り早く周知を行なうという観点から、  
閣議決定前でございますが、一月十三日に主管課  
長会議を開催させていただいたところでございま  
す。

この会議では、今回の臨時福祉特別給付金の支  
給の趣旨でござりますとか概要それから支給事務  
のやり方等々につきまして御説明し、またこの申  
請期限が三月二十五日という形になつてあるもの  
でございますから、支給対象者を迅速かつ確実に  
把握していただきたい、またその支給対象者に対  
しまず周知徹底をやつていただきたいということ  
で、私どもパンフレットをつくりまして、例も示  
しながらお願ひしたわけでござります。いずれに  
しましても、支給漏れの防止につきまして遺憾の  
ないようお願いしたわけでございます。

それでその席上で、ちょうどこの会議が終わ  
った後でござりますが、一月中旬から下旬にかけ  
まして、都道府県におかれで今度は市町村との会  
議を開催していただきたいという形のお願いもし  
たところでございます。これにつきましては、二  
月になりまして私ども都道府県から報告を受けた

ところでは、大体すべての都道府県は一月末まで  
に市町村との会議を開催されたといふ報告を受け  
取つたところでございます。

○西川潔君 続いて厚生省にお伺いしたいんで  
す。三月二十五日が締め切りということでござい  
ますけれども、申請の手続は何日から始められた  
のでしようか。

○説明員(高尾佳巳君) 具体的にいつからという  
形のものはしてございませんが、私ども、二月六  
日の支給要綱の告示が行われた後に各市町村にお  
きまして広報活動が始まられる、それから市町村  
におきまして年金手当等の受給者というのはわ  
かっておるわけでございますから、この支給対象  
名簿の整備に応じまして支給申請の通知を開始し  
たのではないかと承知しているところでございま  
す。

したがいまして、この申請の受け付けでござい  
ますが、各市町村において異なつてゐると思いま  
すけれども、私も聞いたところでは、早いところ  
では自治体の広報活動が行き渡り始めたおむ  
ね二月中旬以降、申請の受け付けが開始されてい  
るのではないかというように考へてゐるところで  
ござります。

○西川潔君 次に、その実際の対象者が問い合わせ  
に行つたり手続に出向くのは市町村の窓口なわ  
けですから、幾ら事務処理は知事に委託、またそ  
の一部については市町村長に委託しているにして  
も、例えは都道府県から市町村に周知の徹底が行  
か、これを全国市町村に行なうことは無理といつた  
としても、都道府県への確認程度は必要ではない  
かと思うんです。これは厚生省、いかがでしよう  
か。

○説明員(高尾佳巳君) 繰り返しになりますが、  
一月十三日の主管課長会議で市町村への周知徹底  
のお願いをしたわけでございます。その後、二月  
二十七日でござりますけれども、今度は臨時福祉  
特別給付金の経理担当者の会議を開催いたしま  
して具体的なことをお願いしたわけでございます。

私ども、その席上で各都道府県に対し、臨時福祉特別給付  
金に関する事務の取り扱いについて事務連絡をさ  
る、おおむね一月中にすべての都道府県におきま  
して説明会が開催されましたという報告を受けた  
ところでございます。

○西川潔君 それでは次に、支給対象者の把握に  
ついてお尋ねしたいと思うんですけれども、今回  
の給付金の周知方法、対象者への通知といふ点で  
はどういう指導が行われましたでしょうか。

○説明員(高尾佳巳君) 先ほど申しましたよう  
に、この臨時特別給付金は、限られた期間で、支  
給対象者数は約一千二百五十四万人と想定されて  
いるわけでございます。そういうことから、支給  
対象者に対します周知徹底それから支給漏れの防  
止、これにつきましては遺憾のないようにお願ひ  
したわけでございます。

具体的には、給付金の支給の趣旨、申請手続等  
につきまして、各自治体の広報紙ですとか放送そ  
れから掲示、その他非常に有効適切な方法を活用  
して周知の徹底をお願いしたいというふうに申し  
上げたわけでござりますし、また先ほど申しまし  
た支給対象者名簿、これが整つていく場合につき  
ましてはこの支給対象者に通知をしていただきた  
いという形でお願いしたわけでございます。

さらに加えまして、支給申請の促進それから支  
給対象者の利便を図るために、社会福祉協議会、  
それから民生委員、児童委員、ホームヘルパーの  
方々の協力を求めてやつていただきたいという形  
でお願いした次第でございます。

○西川潔君 今回の給付金については、臨時福祉  
給付金、臨時介護福祉金、臨時特別給付金と三つ  
の種類がござります。この中でも、六十五歳以上  
で市町村民税非課税の人には一万円支給される臨  
時特別給付金の対象者を把握することが大変難し  
い作業であると、こう言われております。この点  
については、今回の担当部局が福祉部局であると  
いうことで、臨時特別給付金の場合に税務資料を  
利用することができないために支給対象者を絞り  
込むことが大変難しい、これが問題でございま  
す。

自治省は都道府県に対して、臨時福祉特別給付  
金に関する事務の取り扱いについて事務連絡をさ  
れているわけですけれども、この趣旨はどういつ  
したことなんでしょうか。

○政府委員(漢和夫君) この臨時福祉特別給付金  
の支給に当たりまして、所管官庁であります厚生  
省から、税法上の守秘義務等の問題もあることか  
ら、一方で今お話をありましたように、要件とし  
て要するに住民税等の納税者でないといふことの  
確認が必要であるということで、どうしても税務  
当局とのどこかで接点が必要になるわけでござ  
います。その際に守秘義務との関係もありますの  
で、どういう形で市町村に対応していくかと  
いう基本のところを御協議いただきました。その  
ことは、厚生省の取扱いの中にもその考え方によ  
つて記載がされておるわけでございます。

厚生省の方から取扱い要領という形で担当の部局  
に必要な情報として流されているわけでございま  
すが、私どもは、改正税法とか一連の地方財政対  
策とかいろんな観点で、当時、県の課長さん方に  
お集まりいただく会合を予定しておりますが、地方  
課長会議を開催する予定がございましたので、そ  
の会議の際に口頭で念のため私どもの方からも、  
こういう話がありますのでこういう点に留意して  
いただきたいということを申し上げたわけでござ  
います。その際、口頭だけではということで、念  
のため事務連絡という文書をつくつてお渡しをさ  
せていただきました。

あくまでもメインは、厚生省の要領の中に纏り  
込まれたことの確認を私どもの方からもさせてい  
ただいているということです。したがつて、この  
事務連絡の発信人も企画係長名で、地方課の税制  
係長さんあての念のための文書による確認的な通  
知を差し上げておるというようなことでございま  
す。

○西川潔君 市町村からすれば、確実に実施する  
ためには各対象者に通知を出したいとお考えに

なった団体も数多くあると聞いておるわけですが、れども、しかし地方税法第二十二条との関係から、結局、広報紙やテレビでのPRにとどめた団体、あるいは六十五歳以上の方全員に書類を郵送している団体、そして課税台帳などの税務資料から対象者を絞り込んで通知を出した団体、その対応はこの資料を見せていただきますと全国的にかなりのばらつきがありまして、これらの対応を果たして厚生省はどのようにお考えになつたのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(高尾佳巳君) 支給対象者の把握につきましては、先ほど自治省の方から御説明ございましたように、取扱要領で具体的な取扱方針を定めているところでございます。その中で所得要件に関しましては、納税証明書の添付または本人からの同意書の提出によりまして課税状況の調査をしていただきたいという形でお願いしているわけでございます。

ただ、新聞等いろいろ御指摘されています件は、この具体的な運用に当たりまして各自治体におきましては、個人情報の取り扱いがありますとか高齢者に係る施策で行い方が必ずしも市町村が同一でないということの事情もありまして、自治体におきます支給対象見込み者への通知の方法に差異が生じたのではないかというふうに受けとめているわけでございます。

私ども、今回、消費税率が地方消費税の創設を含めて5%になるわけでございますから、国としても独自に広報活動をお願いして、支給漏れの防止につきまして万全を期するようお願いしているところです。

そして、今回も何通かのお便りをいただいたので御紹介させていただきながら、市民の立場になつていつも質問をさせていただいているわけでも、よろしくお願いいたします。

○西川潔君 札幌でしたら課税台帳を使って通知

す。自治体の対応をしっかりとしていただきたい、というのが皆さんの思いですけれども、なぜそういうのが対応になつたのか一つ一つたどつて調べてみますと、時間が短かつた、これが大変だらうと思います。そして、もう一つ大きな問題として、地方税法二十二条の規定という大きな問題もあつたと思います。しかし、当然のこととして二十二条の規定は守らなければいけない一方で、短い期間内に十分な住民へのサービスを行うためには、服務資料を活用したいという気持ちもよく理解をいたします。それぞれの立場立場で困惑しているというのが現状だと思うわけです。この問題については医療保険の手帳について、主に

でもう少し的確に対応できる道がないと、プランバシーを守ると同時に、一方ではそれ以上に何か差し上げたいという方々が、さつき言つたところ市への広報に載つたからといって読まない方が私はむしろ普通だと思うんですね。

ですから、この辺についてはこの規定を含めてもう少し柔軟に、どういう道があるのか、今後あることなどをございまして、自治省から、問題提起をする立場からいろいろちよと検討させていただきたいと思います。

○田村公平君 昨日、質問通告をしてありますけれども、一番最後になりますと、財政の問題を先輩議員がおやりになりました。財政力指数が〇・一クラスの財政窮乏県等については格段の倾斜配分をお願いしたいということも質問をしようと思つておりましたが、日本海の重油流出事故に伴う特別交付税の影響も受けずに財政窮乏県もそれなりの御配慮をいただいておりますので、あえてこの件は触れません。

言い方から言つたこととするならば、要するに優秀な人でなければ仕事ができないんだという発想をして、いるとしたならばそこが問題なんで、自治省の人間は確かに優秀な人間はいっぱいいると思います。あるいは、中央省庁は立派な人はいっぱいいると思うけれども、立派な人が行かなければ組織が動かないんだという発想は思い上がりも甚だしいんだと。じゃ、そういうことによって地方の公務員がそれでやる気をなくしたならば、実際問題として全体のパワーアップができるだろうか。地方なんかに住していられない、中央の役人が行かなきやだめなんだというのはまさに思ひ上がりも甚だしいと、私はきっとこういう趣旨で言つたんだと思います。

○田村公平君 これは自治労から、地侍というか地元採用の地方公務員が、例えば土木職で入った、技術職で入ったのに何で土木部長になれないのかとか、行政職で入ったのに総務部長になれないのであるのかと。これはきのうの議論の繰り返しになりますけれども、それは久しく言われてきたことであって、それぞれの地方自治体に事情があつてそういうことがあつたと思いますし、きょうはそのことを再度繰り返す気は私はありません。これは公務員部長にお尋ねしますけれども、都

これは公務員部長にお尋ねしますけれども、都道府県及び政令指定都市それからいわゆる県庁所在地等、俗に言う自治体の中でもかなり規模の大きい自治体以外に、つまり規模でいうと、うちの高知県でいうと人口七百人の大川村、三万人を切る市もいっぱいあります。その程度の規模の地方自治体に、自治省から固定化ではなくて出向させているような例は全国でもありますか。

○政府委員(谷合靖夫君) ちょっと今急なお尋ねでございますが……

○田村公平君 いや、経験則でいいですよ。大体

○田村公平君　いや、経験則でいいですよ。大体  
こつちもわかつていいんだから。  
○政府委員(谷合靖大夫君)　政令市以外の一般の市  
にも、管理職で派遣をしている例はもちろんござ  
ります。ちょっと数字は正確かどうかわかりませ



もある部分箇どめが必要だとおっしゃつていまし

たけれども、どの職につくかは別問題として、採用の対象となる外国人は日本国籍以外の外国人であつて僕はいいと思ひます。

特にけさほどの質問の中では、日韓平和条約のとき、私も日韓特別委員会のときには秘書の駆け出しであつたので、群馬県の藤枝泉介さんがたしか緊急動議を出して乱闘国会になつたことが記憶に残つていますけれども、日韓協議の中でもそういうことを特に取り上げるといふんであれば、私はやはり相互、互恵、平等主義を言っていくべきだと思います。

といふのは、日本から韓国、北朝鮮、韓半島に行つた日本人も大臣の港からいっぱい行つていますから、そういう逆の立場になつてゐる日本人もいっぱいおるわけです。大臣、そのことはけさのやりとりの中でもちょっと気になつたものですから、ひとつ明確にしておきたいと思ひます。

といふのは、例えば在日米軍の家族の方が日本の学校に行つておつて、その当該の市町村の役場がたまたま国籍条項を撤廃したから、私はここを受けて気に入つたから公務員になりたいといふことだつてあつていいはずですよ——まあ米軍の家族云々は別ですよ、アメリカ人、アメリカ合衆国の国民であつてもそれは僕はいいと思ひます。いつもここで言ひましたけれども、イランの人であつてもいいと思うし、バンダラデシュであつてもいいし、来るべき日に統合されるEUの人であつてもいいと思うんです。やるのであればそういうことで言わないと……。

私は高知県のことを余り言いたくないけれども、国籍条項の言い出しへは高知県知事です。韓国の総領事が、いいことを言つてくれてあります。もう、もう高知県知事が外交官になつちやつてゐる。それはやっぱり特異例なんですよ。行政のトップあるいは地方自治においても、そういう特異例は余りよくないんです。地方自治体が姉妹都市を結んで交流をやつていて、そういう中の話ならいいけれども、国籍条項を言つてくれたから

外交官がやつてくるというのは余り……。

といふのは、自治大臣もなかなか熱心な方ですから、もし分権が最終的に進んでいったときには、国がやるべきことと、いうのは国防とか外交などがあるわけですから、そういう意味でいつまで国籍条項ばかり言つておりたくないもので

すから、きょうは私の意見をちょっとと明確に述べさせていただいて、大臣のそれに対してもアントナーゼというか反論があれば承りたいと思いま

す。

○國務大臣(白川勝彦君) 採用すべき外国人にどういう制限を設けるか設けないかも含めて、私はそれぞれの地方公共団体において決めるべき問題だと思つております。

ただ、それを決める際に、明らかに民族差別的な基準というものが必要だと思っております。それから、相互主義という話があつたわけでございまして、地方公共団体のある国との間で相互主義を結ぶことはできませんし、我が国がそういう相互主義を結んだ國の当該外国人だけが対象にならざるというのもいかがなものかなと、こう考えておりまして、それについてはやはり合理的な基準といふのが必要だと思っております。

それから、相互主義という話があつたわけでございまして、地方公共団体の任用の問題でございまして、地方公務員がある國との間で相互主義を結ぶことはできませんし、我が国がそういう相互主義を結んだ國の当該外国人だけが対象にならざるというのもいかがなものかなと、こう考えておりまして、それについてはやはり合理的な基準といふのが必要だと思っております。

もう一つは、やがてそのことが国家公務員の方に、地方公務員がオーケーなのに何で国家公務員がという議論が出てくることを危惧しております。特に日韓条約のこともけさ出たものですが、そういう意味で国家公務員に必ず波及していく問題だという危惧をしております。

そういう意味で、総理に対しても、平等、互恵、相互主義ということを申し上げたのは、政治家の一人として、この國の國益を守るということはどういうことかと。國際化時代と言われて幾久しいです。しかし、往々にして日本の常識は世界の非常識と言われています。そういうことがあるのですから、私が生きているうちにそうなるかもしれないかは別問題として、やはり政治家の一人としてこのことを申し上げて記録にとどめておいていただきたい。そういう思いでは大臣も一緒に思ひます。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

わけでございまして、それは公務員になる時点において当該外国人が一番認識していることありますし、外国人であるということは隠すことができない事実だし、周りの人も全部知つてゐるわけ

でございます。

そういう面で、地方公務員という場合、何よりも地方公務員法そして採用された地方自治体に対する忠誠義務がイの一番にあるんだというところ

で大きな支障はないのではないか、私はこう考へておるのでございます。

○小林元君 私は、平成会を代表して、ただいま

議題となりました両法律案に対し、反対の討論を行つておきます。

日本経済は、いまだバブル崩壊の後遺症か

ら立ち直れない状況にあることは国民共通の認識と言えましょう。その中で、政府は何ら抜本的対策をとつていいないのであります。また、平成九年度を財政構造改革元年と称しながら、実績踏襲型、公共事業継続型の予算編成の姿勢は従来と全く変わつていいのであります。

我々はこのよう戦らしい状況から日本経済を脱却させ、民間支出主導型の自律的な成長軌道に戻すことを政策目標として、消費税率を凍結させ、大幅減税等により経済成長を軌道に乗せることを最優先課題と主張してきたところであります。また、単に財政収支を均衡させるための増税を行わず、あくまでも行政経費の徹底した節減と経済再建による増収によつて財政の健全化を実現すべきであると考えるのであります。このような観点から両法律案を検討すると、我々の考え方全く逆で、これで質問を終ります。

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

○委員長(峰崎直樹君) 他に御発言もないよう

すから、質疑は終局したものと認めます。

本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時五十九分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○田村公平君 管理職になれないと、警察権

午後四時二十一分休憩

す。第一に、平成九年度において特別減税が見送られた点であります。

我々は、日本経済の担い手たちの勤労意欲や投資意欲を高め、民間市場を活性化し、潜在能力を引き出し、経済の構造問題を解決するとの観点から十八兆円に及ぶ減税を主張しております。住民税についても同様に大幅減税を求めております。

ところが、平成九年度において、平成六年度から引き続き実施された特別減税が見送られてしまつたことは大いに遺憾であります。

第二に、消費税率の引き上げが強行されることであります。

平成九年度予算においては、消費税の5%への引き上げ、特別減税の廃止と社会保障費の増額によつて九兆円もの負担増を国民は強いられることがあります。国民の勤労意欲などへの配慮がみじんもない税制改正案であります。

第三に、地方交付税については、四年連続して地方財政支の不均衡が発生しているにもかわらず、抜本的改革が何ら行われていない点も問題になります。

このほか、特別地方消費税について、市町村によるものであります。

政府は、平成八年度に統き平成九年度においても、国、地方が半分ずつ負担するというその場しのぎであります。

政府は、平成八年度に統き平成九年度においても、一方で、本来国が全部の責任を持つべき地方の財源不足を交付税特別会計の借入金と財源対策によって措置させることによって地方財政をより悪化させ、國への依存度を強めており、我々は容認することはできません。

以上、主な反対理由を述べましたが、両法律案は我々が描く日本経済再建策とは大きくかけ離れたものであり、到底納得できないものであること

を申し述べて、私の反対討論を終わります。

○関根則之君 私は、自由民主党、社会民主党・

譲憲連合を代表して、政府提出の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案

の両案に対し、賛成の討論を行うものであります。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案は、住民負担の軽減合理化を図るため、平成九年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整措置等を内容とするものであります。

固定資産税につきましては、平成九年度の評価がえに伴い抜本的な見直しに着手することとして、平成九年度から平成十一年度までの間の税負担の求め方について、負担水準の均等化をより重視します。

また、平成六年秋の税制改革に伴う市町村の減収を補てんするため、個人住民税及び地方のたばこ税について、税率の調整を行うことにより道府県から市町村へ税源を移譲することとしておりま

す。

このほか、特別地方消費税について、市町村に

対する交付金の交付率を引き上げた上、三年後に廃止することとし、非課税等特別措置について税負担の公平等の見地から徹底した見直しを行つこととしております。

これらの改正は、最近における社会経済情勢、住民負担の現状及び地方財政の状況等から見て、いずれも当面の課題に的確に対応するものであります。

政府は、地方分権をスローガンとして掲げながら

行財政制度の改正または地方交付税率の変更を行なわなければならぬはずであります。ところが政

府は、平成八年度に統き平成九年度においても、

国、地方が半分ずつ負担するといつその場しのぎであります。

このほか、特別地方消費税について、市町村に

対する交付金の交付率を引き上げた上、三年後に廃止することとし、非課税等特別措置について税負担の公平等の見地から徹底した見直しを行つこととしております。

これまでの改正は、最近における社会経済情勢、住民負担の現状及び地方財政の状況等から見て、いずれも当面の課題に的確に対応するものであります。

政府は、地方分権をスローガンとして掲げながら

も、一方で、本来国が全部の責任を持つべき地方

の財源不足を交付税特別会計の借入金と財源対策

によって措置させることによって地方財政をよ

り悪化させ、國への依存度を強めており、我々

は容認することはできません。

以上、主な反対理由を述べましたが、両法律案は我々が描く日本経済再建策とは大きくかけ離れたものであり、到底納得できないものであること

六百億円及び交付税特別会計借入金一兆七千六百九拾億円等を加算することにより所要額を確保するほか、地方交付税の総額への加算、一般会計から同特別会計への繰り入れについて所要の措置を講ずるものであります。

平成九年度分の普通交付税の算定については、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、地域福祉施策の充実に要する経費、阪神・淡路大震災復興基金の増額分に係る地方債がえに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整措置等を内容とするものであります。

平成九年度分の普通交付税の算定については、主に、赤字地方債の問題です。

地方消費税の税収のタイムラグを理由に、税収補てんのための臨時税収補てん債の発行が予定されていますが、消費税5%へのアップをやめれば一兆二千億円もの新たな借金を自治体に押しつけることは避けられるではありませんか。これらの新たな自治体の借金は、住民の暮らし、福祉にしわ寄せされるものであり、認めることはできません。

以上のようないくつかの理由により、両案に賛成の意を表するものであります。

政府におかれましては、国、地方を通じる抜本的な行財政改革を断行するとともに、今後とも地方財源の充実強化を図りながら地方分権を積極的に推進し、みずから創意工夫で地域づくりを行なうことができる、新しい時代にふさわしい地方自治を確立していくかれますよう強く希望するものであります。

以上で政府提出の両法律案に対する私の賛成討論を終わります。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行ひます。

まず、地方交付税等の一部を改正する法律案についてであります。

反対の第一の理由は、地方財政が、一九五〇年代前半、七〇年代後半に統き戦後三度目の深刻な危機に見舞われ、来年度末には百四十六兆九千億円に達するという地方財政の借入金のことで、法案内容が単年度限りという文字どおりその場限りの措置で、財源不足の七割を地方の負担で補つこと

とされ、来年度もこの借金を拡大するものとなつてゐるからであります。政府は、地方財政の危機に對応するため、今こそ交付税法第六条の三第二項の規定に従い、地方財源不足の総額を交付税率の引き上げあるいは地方行財政制度の改正で確保するよう措置すべきであります。

第二は、赤字地方債の問題です。

地方消費税の税収のタイムラグを理由に、税収補てんのための臨時税収補てん債の発行が予定されていますが、消費税5%へのアップをやめれば一兆二千億円もの新たな借金を自治体に押しつけることは避けられるではありませんか。これらの新たな自治体の借金は、住民の暮らし、福祉にしわ寄せされるものであり、認めることはできません。

第三は、米軍基地所在市町村に対する交付税の配分の問題です。

これは沖縄での米軍用地の継続使用を意図する立場から導入されるもので、米軍基地が存在することによって生じる財政需要が措置されることは当然のことですが、それは政府の責任において行わるべきものであり、地方の共有財源である交付税を充てるべきではありません。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案についてであります。

二年間実施された住民税の特別減税を今回廃止することは、消費税5%への増税や医療保険制度の改悪などとともに九兆円に上る国民負担増となります。改悪などとともに国民の停滯を一層長引かせることとなります。消費税増税の中止と減税の継続こそ景気を回復する道であり、法案に特別減税継続が盛り込まれていない点で反対であります。

また、固定資産税については多少の軽減措置がありますが、政府が一片の通達で公示価格の七割へ引き上げた前回の評価がえの問題点を如何改善せず、今回もその方針を強行することに国民の批判が高まっていることを指摘しておかなければなりません。

最後に、今日、自治体の第一の仕事である住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することがますます重要になっていくにもかかわらず、それが果たせないほど地方財政が破綻していますが、地方単独事業の急増など政府の地方への借金押しつけ構造、出向天下りなどの人事政策や通達などによる政府の自治体締めつけなど地方自治の方をゆがめている構造に根本的にメスを入れ、真の地方自治の拡充を図るべきことを要求し、私の反対討論を終ります。

○委員長(峰崎崎樹君) 他に御意見もないようで、それから、討論は終局したものと認めます。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(峰崎崎樹君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林元君。

○小林元君 私は、ただいま可決されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・平成会・社会民主党・護憲連合・民主党・新綠風会、二院クラブ及び自由の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方政府法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方政府の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、今回の平成九年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市市計画税の税負担の調整措置について、納税者に十分周知徹底を図ること。

二、地方団体が、地方分権の推進等に伴つて増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行政運営が行えるよう、地方団体の課税自主権を尊重し、地方税源の充実強化に引き続き特段の努力を行うこと。

三、固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。また、今回の平成九年度の固定資産税の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価額に反映させるよう努めること。なお、負担水準、負担調整措置など今後の固定資産税のあり方について早急に検討すること。

四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るために、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(峰崎直樹君) 多数と認めます。よつとましましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○國務大臣(白川勝彦君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまつります。白川自治大臣。

○委員長(峰崎直樹君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

○委員長(峰崎直樹君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峰崎直樹君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林元君。

○小林元君 私は、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、民主党・新緑風会、二院クラブ及び自由の会の各派共同提案による地方財政の拡充強化に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方財政の拡充強化に関する決議（案）

地方自治制度五十周年を迎えて、「地方自治の本旨」に基づき、地方分権・住民自治を一層推進することを確認し、現下の厳しい経済情勢の下で地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

一、累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約するおそれがあることからがんばり、地方の一般財源の充実強化に努め、その健全化を図ること。また、地方分権の進展に応じた安定的な地方税体系を確立すること。

二、地方交付税総額の長期的安定確保のため、地方交付税法第六条の三第二項の趣旨を尊重し、財源不足を解消するための方策を講ずること。

また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通してなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

三、地方団体が、個性豊かな活力ある地域づくりや、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を着実に推進できるよう、公共投資のあり方を検討し、地方団体の自主的・主体的な実施の余地を拡大すること。

四、地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併をはじめとする行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。

五、少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。

六、地方自治・地方分権を推進し、地方行財政の自主性を高めるため、補助金については一般財源化を含め、層の整理合理化を進めること。なお、一般財源化に当たっては、地方への負担軽減にならないよう適切な財政措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(峰崎直樹君) 多数と認めます。よって、本決議案は多數をもつて本委員会の決議とするご決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(峰崎直樹君) 多数と認めます。よって、本決議案は多數をもつて本委員会の決議とするご決議案の採決を行います。

ただいまの決議に対し、白川自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。白川自治大臣。

○国務大臣(白川勝彦君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(峰崎直樹君) 次に、地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(穂積良行君) ただいま議題となりました地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

御承知のように、地方公務員の在籍専従制度は、円滑な労働関係を維持する上で望ましいことから、国家公務員の場合と同様、ILO八十七号条約の批准に伴い、昭和四十一年に制度化されたものであります。これにより職員が在籍専従することのできる期間は、当初、職員としての在職期間を通じて三年に制限されておりましたが、昭和四十六年の第三次公務員制度審議会の答申に基づく法改正により、国家公務員、地方公務員とも、この期間が五年に延長されました。さらにその後、平成三年には、地方公営企業労働関係法の適用を受ける企業職員及び単純労務職員について、国営企業の職員に係る改正措置に準じ、当分の間、七年以下の範囲内で労働協約の定める期間に改正されたところであります。

用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 第二十二条の二第二項の規定は、前項の規定による指示について準用する。

六十六条」に改める。  
第七十一条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「つけ」を「付け」に改め、同条第二号の二中「もつばら」を「専ら」に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

ものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

第七十一条第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「とめ」を「止め」に改め、同条第五号の四中「第七十一条の五」を「第七十一条の五第一項若しくは第二項」に改める。

第七十七条の付記中「から第三号まで」を「第二号の三及び第三号」に改める。

第七十七条の五の見出し中「初心運転者標識」を「初心運転者標識等」に改め、同条に次の二項を加える。

第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で七十五歳以上のものは、老齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び后面に総理府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならない。

第七十一条の五の付記中「第一百一一条第一項第九号の三」を「第一項については第一百一一条第一項第九号の三」に改める。

第七十四条中第三項を削り、第二項を第三項と

2 し、第一項の次に次の二項を加える。  
車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度及び積載量並びに運転者の心身の状態に關しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守せらるよう努めなければならぬ。

第七十五条第一項第一号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

自動車の使用者に対する指示	違反行為	当該自動車を使用することについてのおそれ
第二十二条の二第一項の規定による指示	最高速度違反	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第五十一条の四(第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による指示	放置行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第五十八条の四の規定による指示	過積載をして自動車を運転する行為	著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれ
第六十六条の二第一項の規定による指示	著しく交通の危険を生じさせるおそれ	著しく交通の危険を生じさせるおそれ

に、「放置行為」を「その指示の区分ごとに同表の中欄に掲げる違反行為」に、「が著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となる」を「について同表の下欄に定める」に改め、同項に次の表を加える。

第七十五条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項(前項において準用する場合を含む。)」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

2 ついては、第二十条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

前項の牽引自動車は、車両通行券の設さられ

り、「第三項」を「第一項」に改める。  
第七十五条の二の二第一項中「ついて」の下に、  
「自動車の安全な運転を確保するため必要なる  
交通安全教育その他」を加え、同条第二項中「駆  
車又は積載」を「速度、駐車若しくは積載又は運  
転者的心身の状態」に改める。

第七十五条の八の次に次の一条を加える。

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

3 た自動車専用道路(道路標識等により指定された区間に限る)の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯を行ななければならない。

第一項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯(道路標識等により通行の区分が指定され

第七十五条の八の一(牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を通行する場合における当該牽引自動車の通行の区分に

4 ているときは、当該通行の区分に係る車両通行  
帶(第一項の牽引自動車は、第二十三条若しくは  
第七十五条の四の規定による自動車の最低速度  
に達しない速度で進行している自動車を追い越  
すとき、第二十六条の二第三項の規定によりそ  
の通行している車両通行帯をそのまま通行する

とき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならぬ。

第十九条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項に改めた者來の用い方に従つて用いることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という。)をした者

第九十六条第五項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改め、「若しくは第三号」を「から第五号まで」に改める。  
第十九条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

以下「軽微違反行為」ということをし、該行為が政令で定める基準に該当することとなつた場合において、第百八条の三の二の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことに付いて政令で定めるやむを得ない理由がある者については、当該期間から当該事情の存する期間を除いて)を超過することとなる。

**(罰則)** 第二項から第四項までについては第二百二十二条第一項第三号、同条第二項)  
第七十五条の九第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「及び第七十五条の七」を「第七十五条の七及び前条」に改め、同条第二項中「及び第七十五条の五」を「第七十五条の五及び前条」に改める。

中「前項」を「第四項」に、三年をこれない」とを「五年を超えない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した」を「第一項各号のいずれかに該当する」に、「こえない」を「超えない」に改め、後段を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

第九十六条の二中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第九十七条第二項中「第一百八条」を「第一百八条の二第五回」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十七条第三項中「第一百八条」を「第一百八条の二第五回」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百条の二第五項中「第九十二条の二第三項」を「第九十二条の二第四項」に改める。

第一百条の三第一項ただし書中「当該講習」を

改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、第二号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の

第八十一条第三項中「運転するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下「牽引自動車」という。）によつて、」を「牽引自動車によつて」に改める。  
第八十八条第一項第五号中「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第六号中「若しくは第三号」を「から第五号まで」に改める。

第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第二項中「前項ただし書」とあるのは、「第四項」と、「同項第一号」とあるのは、「前項第一号」と、第三項中「第一項ただし書」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

第九十条第二項中「前項ただし書」を「第一項

「更新期間が満了する日」前条第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日とする。次条及び第一百八条の二第一項第十二号において同じ。)前二月以内に第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習」に改め、同条第二項中「前項」を「第一百八条の二第

期間を経過した後でなければ、することができない。

第一百三条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 重大違反歴等をしたとき。

四 道路外致死傷をしたとき。

第九十条第一項ただし書きを次のように改める。  
ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この条において同じ。)を与える、又は六月を超えない範囲内において免許を保留在することができる。

一 自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反した者

2 第一項の次に次の一項を加える。  
第一項の次に次の一項を加える。  
前項の規定は、同項第一号に該当する者が第百二条の二(第百七条の四の二において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、適用しない。

第一項第十一号に掲げるに改め 同条の次に次の  
一条を加える。

(七十五歳以上の者の特例)

第一百一条の四 免許証の更新を受けようとする者  
で更新期間が満了する日における年齢が七十五  
歳以上のものは、更新期間が満了する日前二月  
以内に第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講  
習を受けていなければならない。

第一百二条第一項中「次条第二項第二号」を「第

(申清による取消し)  
当する場合」の下に「同項第二号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第六項中「又は第三号」を「から第五号までのいずれか」に、「三年をこえない」を「五年を超えない」に改める。  
第一百四条の三の次に次の一条を加える。

自動車等の運転者を喰してこの法律の規定に違反する行為で重大なものとして政令で定めるもの(以下この号において「重大違反」という)をさせ、又は自動車等の運転者が重大違反をした場合において当該重大違反を助ける行為(以下「重大違反唆し等」という。)をした者

第九十二条の「第一項の表の値を」の2中  
し」を「関する」に改め、「処分」の下に「並びに  
に重大違反し等及び道路外致死傷に係る法律の  
規定」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三  
項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項  
を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を  
加える。

(輕微違反行為をした者の受講義務)  
第六章第五節中第百二条の次に次の一条を加える。  
〔百二条第一項第一号〕  
第六章第五節中第百二条の次に次の一条を加える。  
（軽微違反行為をした者の受講義務）

### 三 道路以外の場所において自動車等をその本

2 第百四条の四第三項の規定により与えられる

反する行為（政令で定める軽微なものに限る）

を受けたい旨の申出をすることができる。

前項の規定による申請を受けた公安委員会  
共、改めて三月三十日二回、当該申請に係

る免許を取り消すものとする。  
前項の規定により免許を取り消すに公安委員

直政の考究は、免職を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第百七条第一

項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出

に係る免許を与えることができる。

前項の規定によると、免許を免れる免許は第二項の規定により取り消された免許を受けた日に受

けたものとみなす。

よる免許の取消しについて必要な事項は、總理  
守令に定める。

府令で定める。

しくは第四項の四第三項」を加え、「第三項若しくは第四項」を「第四項若しくは第六項」に、

「第四項の規定」を「第四項若しくは第一百四条の四第二項の規定」又は「規定」つて書く。

重大違反唆し等若しくは道路外致死傷(總理府令  
四第二項の規定)に改め「限る」の下に

で定めるものに限る。)をしたとき」を、「第一百八  
条の二第一項第十号」の下に「若しくは第十三

号」を加える。

第三百六条の「第一項中」又は「第二号」を「から  
第四号まで」に改める。

第一百七条第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第一百四条の四第二項」に改め、同条第

三項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」

に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。  
第一百七条の四の次に次の一条を加える。

(軽微違反行為をした者の受講義務)  
第一百七条の四の一 第百一一条の二の規定は、國祭

第一百三十条の四 第一百三十二条の二の規定は 国際運転免許証等を所持する者が軽微違反行為を

し、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた場合について準用する。

第一百七条の五第一項中「三年」を「五年」に改  
め、同項二次の二二二番を四二二番。

同項は次のとおりとする。

第二部 地方行政委員會會議錄第七號

平成九年三月十九日

參議院

準用する第一百一十二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が前条において準用する第一百一十二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

第一百七条の五第八項中「第二項各号のいずれかに該当する場合」の下に「(同項第二号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)」を、「あるときの下に「(同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する前条の規定の適用を受けた者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)」を加え、「三年」を「五年」に改める。

第一百七条の七第一項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第一百八条を削り、第六章第八節中第百七条の一を第一百八条とする。

「第六章の一 講習等」を「第六章の二 講習」に改める。

第一百八条の二第一項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「处分を受けた者」の下に「及び第一百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者」を加え、同項に次の二号を加える。

十二 更新期間が満了する日における年齢が十五歳以上の者に対する講習

十三 免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をし、当該行為がこととなつたものに対する講習

第一百八条の二第三項中「第十一号」の下に「から第十三号まで」を加える。

第一百八条の三の次に次の二条を加える。

(軽微違反行為をした者に対する講習の手続)

者又は国際運転免許証等を所持する者が軽微違反行為をし、当該行為が第一百二条の二の政令で定める基準に該当することとなつたときは、総理府令で定めるところにより、速やかに、その者に対し、第一百八条の二第一項第十三号に掲げる講習を行う旨を書面で通知しなければならぬ。い。

第一百八条の四第一項第一号中「指導」次条において「指導」以下に改める。

第一百八条の十四中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「交通事故に」を「前号に掲げるもののほか、交通事故に」に、「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の「号を加える。

四 公安委員会が第一百八条の二十六の規定により講ずる措置に對して協力するため、第二号の規定による分析の結果又は前号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を提供すること。

第五百八条の二十七を第一百八条の三十四とする。

第一百八条の二十六中「第九十条第一項ただし書若しくは第三項」を「第九十条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「同項第四号」の下に「、第二百二十二条の二」を加え、同条を第一百八条の三十三とする。

第六章の三の次に次の「一章を加える。

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進(民間の組織活動等の促進を図るために措置)

第一百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるもの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 道路を通行する者に対する交通安全教育

二 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の通行の安全を確保するための活動

三 適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他道路における交通安全と円滑に資するための広報活動

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動その他道路における交通安全と円滑に資するための啓発活動

五 前各号に掲げるもののほか、道路における交通安全と円滑に資するための活動

六 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策(公安委員会が行うものを除く。)の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生の状況に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全教育)

第七百八条の二十七 公安委員会は、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるため、住民に対する交通安全教育を行つよう努めなければならない。

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第七百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を行する者に対する交通安全教育を行ふ者(公安委員会を除く。)が効果的かつ適切な交通安全教育を行ふことができるようにして、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針(以下「交通安全教育指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二 交通事故防止に関する知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

三 前二号に掲げるもののほか、道路を通行する者に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うために必要な事項

2 交通安全教育指針は、道路を通行する者が、交通安全教育に係る学習の機会を通じて、適正な交通の方法及び交通事故防止に関する技能及び知識を自主的に習得する意欲を高めるとともに、その年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあつてはその業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。
3 国家公安委員会は、第一項の規定により交通安全教育指針を作成しようとする場合には、関係行政機関の長と緊密な協力を図るよう努めなければならない。
4 1 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。 一 法令で定める道路の交通の方法 二 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項 三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車等の運転に必要な知識
(地域交通安全活動推進委員)
第五百八条の二十九 公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。 三 生活が安定していること。 四 健康で活動力を有すること。
2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。 一 適正な交通の方法及び交通事故防止についての講演会等の開催 二 地域交通安全活動推進委員会に係る区域を管轄する警察署長
3 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員の活動に必要と認める意見を、公安委員会及び当該地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長
4 1 第百八条の三十 地域交通安全活動推進委員は、公安委員会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。 2 前各項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員協議会を組織するものとする。
(地域交通安全活動推進委員協議会)
第五百八条の三十一 公安委員会は、都道府県セントラル（以下「都道府県セントラル」という。）として指定することができる。 2 都道府県セントラルは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行ふものとする。 一 適正な交通の方法、交通事故防止その他の道路における交通の安全に関する事項について広報活動を行うこと。 二 適正な交通の方法、交通事故防止その他の道路における交通の安全についての啓発活動を行ふこと。 三 交通事故に関する相談に応すること。 四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応すること。 五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと（第一号に該当するものを除く。）。
6 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行ふこと（第二号に該当するものを除く。）。
7 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に係り、道路又は交通の状況について調査すること。
8 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること（前号の許可に係るものを除く。）。
九 運転適性指導（道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物運送取扱事業法第二条第九項に規定する第二種利用運送事業を含む。）の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。）を行うこと。
十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。 十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。
12 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。
十三 前各号の事業に附帯する事業
4 1 公安委員会は、都道府県セントラルの役員若しくは職員又はこの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 都道府県セントラルの役員若しくは職員又はこの職にあつた者は、第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事するが、その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
3 公安委員会は、都道府県セントラルの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県セントラルに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
4 1 公安委員会は、都道府県セントラルの役員若しくは職員又はこの職にあつた者は、第二項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。 2 都道府県セントラルの役員若しくは職員又はこの職にあつた者は、第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事するが、その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
5 都道府県セントラルの役員若しくは職員又はこの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に従事するが、その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
6 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県セントラルの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
7 都道府県セントラルは、第二項各号に掲げる事業の遂行に當たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
8 第一項の指定の手続その他の都道府県セントラルに關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
九 （罰則） 第五項については第一百七十七条の三第三号



と/or。)第九十条第一項第二号及び第三号、同条第四項(同条第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。)、新法第一百二条第二項第三号及び第四号、同条第四項(同条第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)並びに新法第一百六条の二第二項(新法第一百二条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に交付されている免許証及び施行日以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第七百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

(講習に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法(次項において「新法」という。)第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日(道路交通法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日とする。)が附則第一条第二号に定める日から二月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

2 新法第一百二条の二(新法第七百七条の四の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)新法第一百八条の二第一項第十三号及び新法第一百八条の三の二の規定は、附則第一条第二号に定める日以後にした行為が新法第一百二条の二の政令で定める基準に該当した者について適用する。

(都道府県交通安全活動推進センターに関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第一百十四条の八第一項の規定による指定を受けている都道府県の

府県道路使用適正化センターは、施行日に新法第一百八条の三十一第一項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。

2 施行日前に旧法第一百十四条の八第三項の規定によりされた命令は、施行日に新法第一百八条の三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。

3 都道府県道路使用適正化センターの役員又は職員であつた者が旧法第一百十四条の八第二項第四号又は第五号の規定による調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(全国交通安全活動推進センターに関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第一百十四条の九第一項の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第一百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。

2 施行日前に旧法第一百十四条の九第三項において準用する旧法第一百十四条の八第三項の規定に由りされた命令は、施行日に新法第一百八条の三十二第三項において準用する新法第一百八条の三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。

(罰則等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第四条第三項の規定によりなされた命令によつてお前例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いについては、なお従前の例による。